

# 脊髄損傷者のための 福祉の資源ガイド





## はじめに

大阪府では、障がい者が身近な地域で安心して医療を受けられる仕組みづくりを検討し、障がい者地域医療ネットワークシステムの整備を図ることを目的に、平成16年度から「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」に取り組んでいます。

この中で、脊髄損傷については、「脊髄損傷ネットワーク」を整備し、脊髄損傷やその合併症等の治療にご協力をいただける医療機関に参画いただいています。

また、平成19年3月に、脊髄損傷の方の医学的なケア等についてまとめた冊子「脊損ケア手帳」を作成し、現在も脊髄損傷の方や関係者の皆様に広くご活用いただいています。

この度、脊髄損傷の方が地域で生活していくために必要な福祉サービス等の情報について紹介するため、本ガイドブックを作成いたしました。脊髄損傷の方や関係者の方々に、地域での生活を推進する上で、広くご活用いただきたいと考えております。

最後に、本ガイドブックの作成にあたり、ご協力をいただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、障がいのある人とない人が地域でともに暮らしていくことができる社会の実現に向けて、皆様のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会事務局

## ＜脊髄損傷者のための福祉の資源ガイド 目次＞

本ガイドの利用方法	1
1. 身体障がい者手帳	2
(1) 身体障がい者手帳の交付	2
2. 医療費の助成制度	3
(1) 重度障がい者（身体障がい者等）医療費の助成	3
(2) 重度障がい者訪問看護利用料の助成	4
(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給	4
3. 福祉サービスの利用	5
4. 補装具・日常生活用具・住宅改造	8
(1) 補装具費の支給	8
(2) 日常生活用具の給付・貸与	9
(3) 車いすの貸出	9
(4) 住宅改造の助成	10
(参考) 日常生活用具参考例	11
5. 年金・手当・貸付など	12
(1) 年金・手当・貸付など	12
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による支援	15
6. 割引や減免	19
(1) 税金の減免等	19
(2) 交通運賃の割引等	19
(3) 各種利用料の割引等	24
7. スポーツ・芸術活動	31
(1) 大阪府障がい者スポーツ大会の開催・障がい者スポーツに関する情報提供	31
(2) 障がい者を対象としたスポーツ施設	31
(3) 障がい者芸術・文化促進事業	32
8. 選挙	33
(1) 郵便等による不在者投票	33
(2) 代理投票	33
9. パソコン・インターネットの利用	34
(1) 大阪府のインターネットによる情報提供	34
(2) 大阪府ITステーション	34

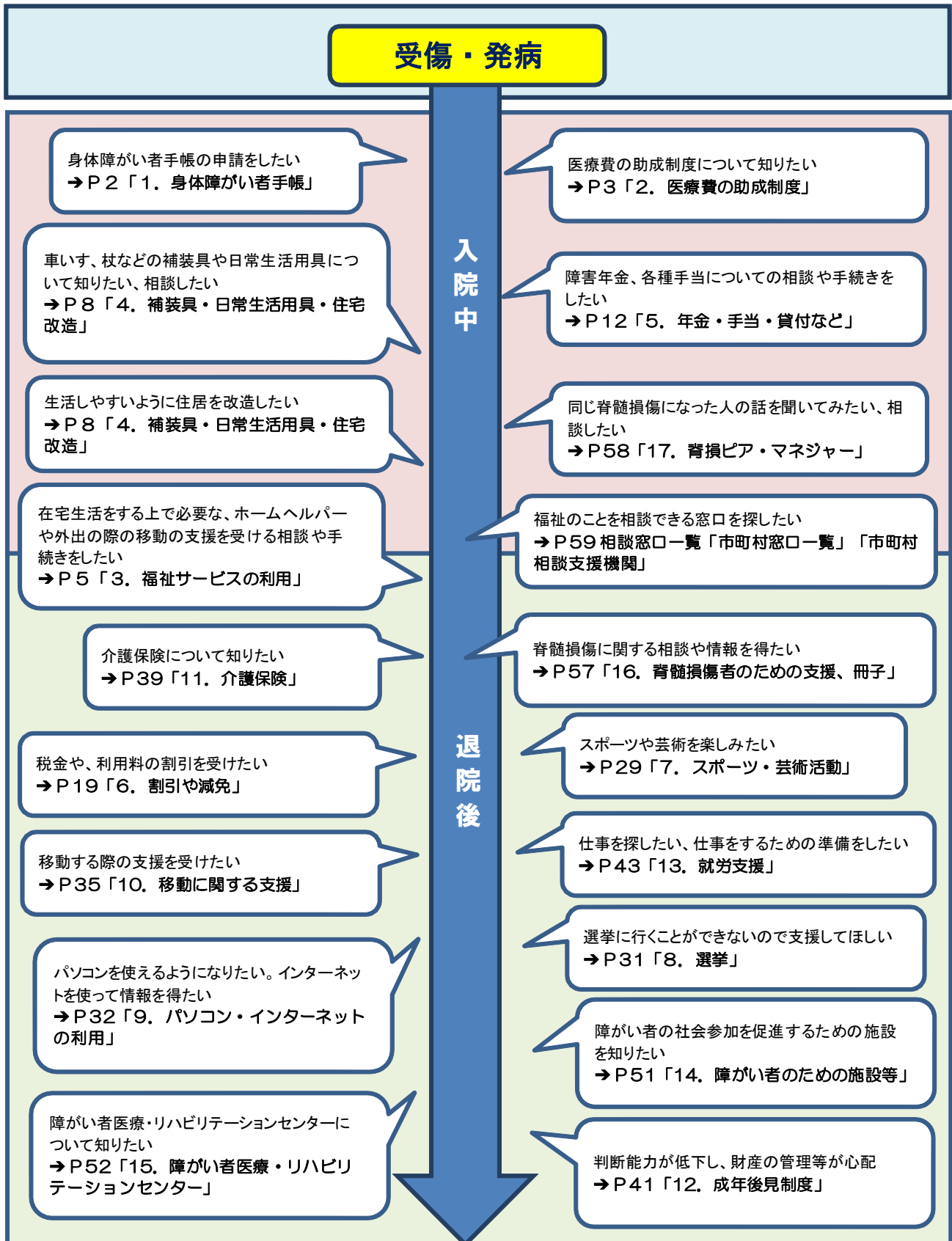
10. 移動に関する支援	37
(1) 障がい者用リフト付バス	37
(2) リフト付バス、超低床バス	37
(3) 駐車禁止除外指定車標章	39
(4) 自動車運転免許の取得費の助成	39
(5) 自動車改造の助成	40
(6) リフト付福祉タクシー	40
11. 介護保険	41
(1) 対象者	41
(2) 障がい者施策との関係	41
(3) 利用手続き	42
12. 成年後見制度	43
(1) 成年後見制度とは	43
13. 就労支援	45
(1) 職業相談・職業紹介・職場適応相談等	45
(2) 大阪府による情報提供	46
(3) 職業訓練	46
(4) 障害者就業・生活支援センター	49
(5) 就職準備訓練	49
(6) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	49
(7) 障がい者就労サポート事業	49
(8) 援護・助成制度等	50
14. 障がい者のための施設等	53
15. 障がい者医療・リハビリテーションセンター	54
(1) 障がい者医療・リハビリテーション医療部門	55
(2) 大阪府立障がい者自立センター	56
(3) 大阪府障がい者自立相談支援センター	57
(4) 障がい者医療・リハビリテーションセンターへのアクセス	58
16. 脊髄損傷者のための支援、冊子	59
(1) ピア・サポート	59
(2) 脊髄損傷者生活行動訓練事業	59
(3) 脊損ケア手帳	59
17. 脊損ピア・マネジャー	60

<b>相談窓口一覧</b> .....	59
福祉事務所・町村障がい福祉担当課 .....	61
市町村介護保険担当窓口 .....	64
年金事務所 .....	68
府の税務機関 .....	70
障害者就業・生活支援センター .....	72
ハローワーク（公共職業安定所） .....	73
地域就労支援センター .....	75
市町村社会福祉協議会 .....	78
市町村相談支援機関 .....	81

- ・本ガイドブックには平成23年9月末時点の情報を掲載しています。情報は今後変更される可能性がありますので、サービス等のご利用にあたっては、必ず窓口にお問い合わせをいただきますようお願いいたします。
- ・大阪府では「障害」の「害」の字を平仮名表記しておりますが、法律での表記や、各機関で実施されているサービス等の名称に漢字表記をされている場合はそのまま引用しておりますのでご了承ください。また、各機関が作成している冊子、ホームページ等の説明文を引用している場合も同様に扱っています。

# 本ガイドの利用方法

それぞれのニーズに合った項目を選び、本ガイドをご参照ください。



# 1. 身体障がい者手帳

脊髄損傷者の多くの方は、腕、脚、体幹や自律神経に、麻痺などの障がいが生じます。  
ここでは、福祉サービス等の様々な制度を利用するにあたって必要な「身体障がい者手帳」についてご紹介します。

## (1) 身体障がい者手帳の交付

身体障がい者手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。  
身体障がい者手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

### 【申請手続き】

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師\*の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。

なお、15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになります。

※下記 Web ページから、指定医師を検索できます。

「大阪府身体障害者手帳 指定医師検索システム」

<http://www.pref.osaka.jp/joho-kensaku/index.php?site=shiteiishi>

### 【等級変更】

障がいの程度が変わったと思われる人は、指定医師の診断書を添えて申請してください。

### 【居住地・氏名変更】

転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、届出書を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。

### 【再交付】

紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。

### 【返還】

手帳の交付を受けた人が死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください。

### 【その他】

手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（P 6 1）





## 2. 医療費の助成制度

医療機関を受診するには自己負担が必要ですが、様々な助成制度があります。助成を受けるためには条件がありますので、詳しくは、担当窓口でご相談ください。

### (1) 重度障がい者（身体障がい者等）医療費の助成

身体障がい及び知的障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。

なお、他の公費負担医療（更生医療等）の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。

#### 【所得制限】

前年の所得が462万1千円以下（単身の場合）

#### 【一部自己負担額】

1 医療機関あたり入院・通院各500円／日（月2日限度）

※複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。

#### 【申請手続】

障がい者医療費の助成を受けるには、居住地の市町村障がい者医療担当課で、障がい者医療証の交付手続が必要です。

- 身体障がい者手帳1、2級の交付を受けた人
- 身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人 等

#### 【問い合わせ窓口】

居住地の市町村障がい者医療担当課

## (2) 重度障がい者訪問看護利用料の助成

知事が指定した訪問看護ステーションを利用する際に市町村が利用料を助成します。  
(自己負担額は1割となります) 申請には、助成金請求書と指定訪問看護事業者が発行する領収書が必要です。

### 【対象】

- 身体障がい者手帳1、2級の交付を受けた人
- 身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人 等

### 【問い合わせ窓口】

市町村障がい福祉担当課または福祉医療担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（P61）

- 未実施市町村：岸和田市、泉大津市、高石市、交野市、能勢町、田尻町、岬町、千早赤阪村  
(平成23年4月1日現在)

## (3) 自立支援医療費（更生医療）の支給

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。

更生医療受給者証の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または町村自立支援医療（更生医療）担当課で、自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書を受け取り、交付手続きをします。

なお、更生医療申請の際は、指定更生医療機関の意見書が必要です。

### 【対象】

- 18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人

### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所または町村自立支援医療（更生医療）担当課

### 3. 福祉サービスの利用

自宅等で生活していく上で、料理や掃除、入浴など様々な日常生活上の活動に援助が必要な場合があります。

ここでは、福祉サービスの利用方法についてご紹介します。

現在（平成 23 年 9 月時点）、障がい者に提供される福祉サービスのほとんどは、「障害者自立支援法（平成 18 年 4 月施行）」という法律に基づいたサービスです。

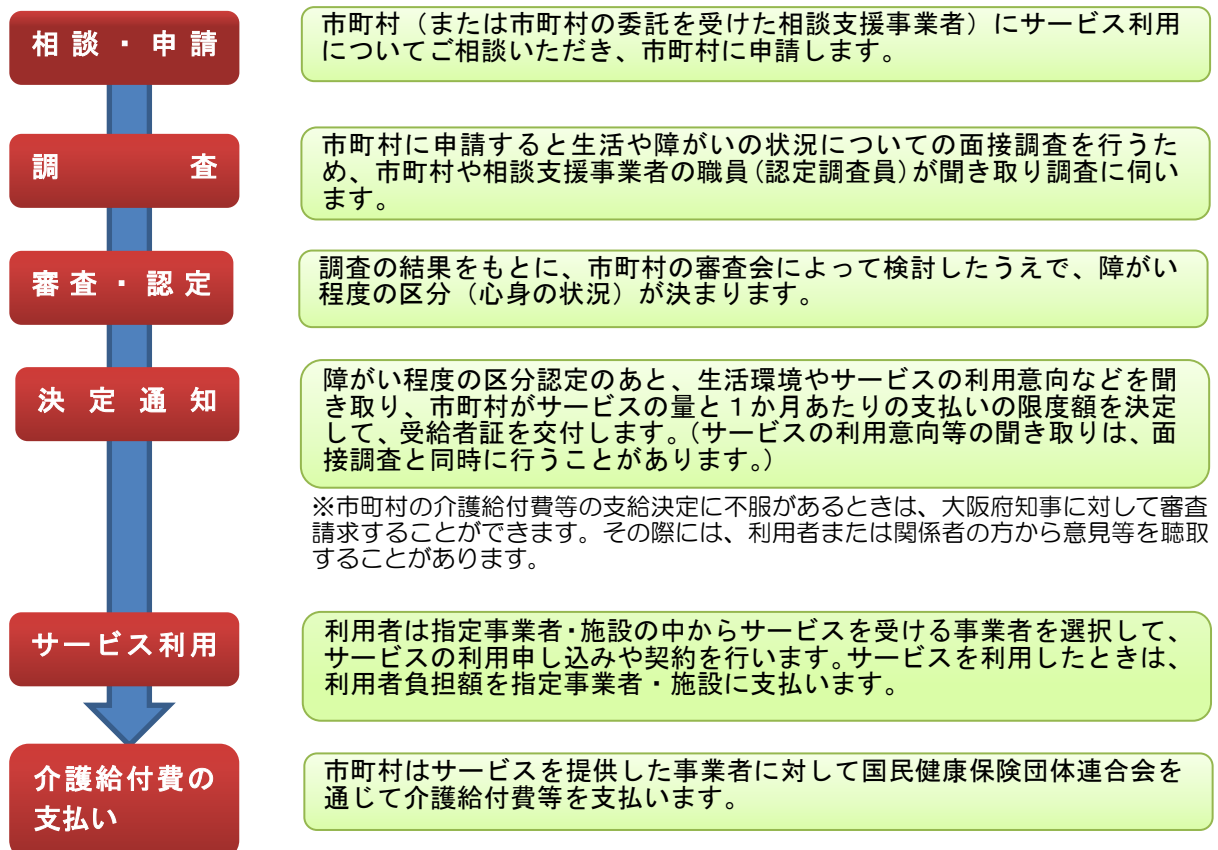
#### Q. 利用するには、どうしたらいいですか？

お住まいの市町村の市役所、町村役場の障がい福祉担当課窓口にご相談ください。（福祉事業所・町村障がい福祉担当課一覧 P 6 1）

身体障がい者手帳（P 2 参照）をまだお持ちでない方は、まず、その申請を障がい福祉担当窓口にしてください。

なお、市町村によって受けられるサービスが違うことがありますので、ご注意ください。

#### Q. 申請してからはどのような流れになるのでしょうか？



## Q. どんなサービスが受けられますか？

障害者自立支援法に基づいたサービスには、主に以下のようなものがあります。

どんなサービスが利用できるのか、サービス内容の詳細については、お住まいの市町村の市役所や町村役場の障がい福祉担当窓口にご相談ください。

### 主なサービス体系の概要

#### 【自立支援給付関係】

介護給付（在宅および施設で受けるサービス、共同生活の場の提供）	居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、移動に必要な情報の提供をはじめとした移動の援護
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助
	児童デイサービス	障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供
	短期入所 （ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排泄、食事の介護等サービスを提供
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	共同生活介護 （ケアホーム）	地域における共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護等を提供
施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護	

訓練等給付（生活や就労に関する訓練や支援の提供）	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援	通常の事業所での就労が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	共同生活援助 （グループホーム）	地域における共同生活住居において、相談その他日常生活上の援助を提供

障害者自立支援法に基づいて市町村が実施している事業で、以下のようなものも実施されています。ただし、市町村によって実施状況が異なりますので、ご利用にあたっては市町村窓口でご相談ください。

【地域生活支援事業関係】

相談支援※	福祉サービスの利用について等、障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの →市町村相談支援機関（P 8 1）
コミュニケーション支援※	手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具※	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
移動支援※	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援センター※	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るもの
福祉ホームなど	低料金での居室や設備の提供、その他の日常生活を援助するものなど

※印は市町村が必ず実施する法定事業です。

## 4. 補装具・日常生活用具・住宅改造

脊髄を損傷すると、身体の様々な部分の機能が低下したり、失われたりします。

ここでは、身体の機能を補う「補装具・日常生活用具」や家屋を使いやすくする「住宅改造」についてご紹介します。



### (1) 補装具費の支給

失われた身体機能の補完、代替する用具の購入又は修理に要する費用について支給されます。

費用は用具の種類別に基準額が定められており、原則として1割負担です。また所得に応じた負担上限月額の設定があります。

また、障がいの状況、その他やむを得ない事情により、国が定める基準以外の補装具を必要とするときは、市町村の担当窓口にご相談ください。

補装具費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で補装具費支給申請書を受け取り、手続きをします。

#### 【補装具の種類（例）】

装具（上肢・下肢・体幹装具）、座位保持、装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ

#### 【対象者】

身体障がい者・身体障がい児（ただし、補装具の種類によっては、障がいの種別、等級により交付等が制限される場合があります。）

#### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（P 6 1）

## (2) 日常生活用具の給付・貸与

障がい者が日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。一部自己負担があります。

用具の種類は、市町村によって異なりますので、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。(日常生活用具の参考例→P 11)

日常生活用具の支給・貸与を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。

### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課 (P 61)

(注) 介護保険による福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入もあります。

「介護保険」(P 39) を参照してください。

## (3) 車いすの貸出

### ① 大阪府肢体不自由者協会

個人が一時的に車いすを必要とする場合、短期間(原則として3か月程度)、無料貸出を行っています。

なお、学校・団体等が車いす体験を行う場合も貸出可能です(1週間程度、最大20台まで)。

### 【問い合わせ先】

大阪府肢体不自由者協会 TEL : 06-6940-4181

FAX : 06-6943-4661

### ② 大阪障害者自立支援協会

身体障がい者や病気やけが等により一時的に車いすを必要とする人を対象として、短期間(1か月程度)、車いすの無料貸出を行っています。

### 【問い合わせ先】

大阪障害者自立支援協会 TEL : 06-6775-9115

FAX : 06-6775-9116



#### (4) 住宅改造の助成

下記の世帯の方を対象として、住宅を障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用について100万円を限度に助成しています。

- ①身体障がい者手帳1級、2級（体幹・下肢機能障がいは3級を含む）の交付を受けた人がいる世帯
- ②重度知的障がい者がいる世帯（市町村によって対象者が異なる場合があります。）  
なお、市町村によって限度額が異なる場合や所得制限があります。

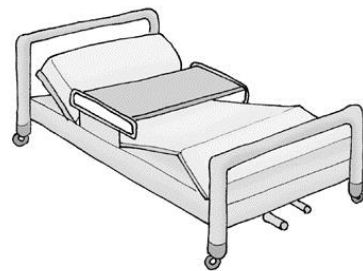
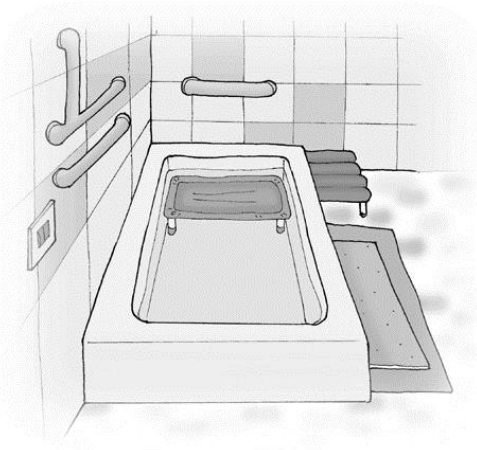
##### 【問い合わせ先】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（P61）

●実施主体：政令市・中核市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、能勢町を除く市町村  
（平成23年3月31日現在）

（注）介護保険による住宅改修もあります。

⇒「介護保険」（P39）





(参考) 日常生活用具参考例

	種 目	対 象 者
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす (児のみ)	
	訓練用ベッド (児のみ)	
自立生活支 援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便 器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
	Ｔ字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具 (名称変更)	
	特殊便器	上肢障がい
	火災警報機	障がい種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい
	盲人用体重計	
情報・意思 疎通支援用 具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報・通信支援用具※	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
	視覚障がい者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい
	聴覚障がい者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話 (貸与)	聴覚障がい又は外出困難
	ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がいで、電話では意思疎通困難
	視覚障がい者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障がい
点 字 図 書		
排泄管理支 援用具	ストーマ装具 (ストーマ用品、洗腸用具)	ストーマ造設者
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障がい者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

## 5. 年金・手当・貸付など

障がい者に、障がい年金や手当が支給される制度があります。受給するには様々な条件がありますので、詳しくは各窓口でご相談ください。

※ここでご案内している情報は平成23年4月1日時点のものです。受給できる条件や金額などが変更になる場合がありますので、詳細は、各担当窓口にも必ずご確認ください。

### (1) 年金・手当・貸付など

年金関係	内容と主な対象	金額	問い合わせ先
障害基礎年金	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。 【対象】 20歳以上で、国民年金法の障害等級表1～2級	1級:82,175円/月 2級:65,741円/月	各市町村国民年金担当課 または年金事務所 (P68)
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件(※1)を満たす場合に福祉的措置として給付されます。 【対象】 障害基礎年金等を受給していない一定の条件を満たす者	1級:49,650円/月 2級:39,720円/月	各市町村国民年金担当課 または年金事務所 (P68)

(※1)

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日<sup>(※)</sup>があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がい<sup>(※)</sup>に該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

(※)初診日=障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

年金関係	内容と主な対象	金額	問い合わせ先
<p>重度障害者特例 支援事業</p>	<p>重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障害基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。 【対象】 障害基礎年金等を受給していない在日外国人等</p>	<p>2万円/月</p>	<p>居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課 (P 6 1)</p>
<p>障害厚生年金・ 障害手当金</p>	<p>厚生年金保険に加入されている人が病気やけが等により障がい者となった時に支給される年金です。また、障害手当金とは、障害厚生年金を受給できる障がい程度ではないが一定の障がいが残った場合に、一時金として障害手当金が支給される制度です。 【対象】 厚生年金保険法の障害等級表 1～3級</p>	<p>厚生年金保険法の規定による</p>	<p>年金事務所 (P 6 8)</p>
<p>障害者扶養共済 制度</p>	<p>障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がい有することとなった時、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。 【対象】 身体障がい者(身体障がい者手帳 1～3級)等、または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、制度の要件を満たしている人</p>	<p>2万円/月 (一口につき)</p>	<p>居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課 (P 6 1)</p>

手当関係	内容と主な対象	金額	ページ
特別障害者手当	20歳以上であって、重度の障がいのあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度です。 【対象】 20歳以上で、在宅の重度障がい者	26,340円/月	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課 (P61)
重度障害者介護手当	常時複雑な介護を必要とする在宅の重度障がい者の介護者に対して手当を支給することにより、介護者の負担の軽減を図ることを目的とする制度です。 【対象】 在宅の重度障がい者の介護者	1万円/月	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課 (P61)

貸付関係	主な対象	金額	ページ
生活福祉資金	低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸し付けを行う制度です。 【対象】 低所得者世帯等	各種貸付資金により異なる	市町村社会福祉協議会 (P78；大阪市内は各区保健福祉センター)



## (2) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による支援

独立行政法人自動車事故対策機構は、人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止及びその被害者への援護のため、以下のような支援を行っています。

### ①介護料の支給

介護料は、自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給します。

#### 支給対象となる方

##### I. 自賠責保険等において、後遺障害等級が次のとおり認定されている方

注) 自賠責保険等とは自動車損害賠償責任保険及び共済のことです。

##### 平成14年4月1日以降に事故に遭われた方

種別		後遺障害等級
最重度	特I種	常時要介護の方のうち、以下の〔最重度（特I種）の要件〕を満たす方
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第一「 <a href="#">第1級1号</a> 」又は「 <a href="#">第1級2号</a> 」
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第一「 <a href="#">第2級1号</a> 」又は「 <a href="#">第2級2号</a> 」

#### 【自賠法施行令別表（抜粋）（改正後）】

別表第一	
等級	介護を要する後遺障害
第一級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。</li> <li>2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。</li> </ol>
第二級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。</li> <li>2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。</li> </ol>

注) 自賠法とは自動車損害賠償保障法のことです。

平成 14 年 3 月 31 日以前に事故に遭われた方

種 別		後遺障害等級
最重度	特 I 種	常時要介護の方のうち、以下の〔最重度（特 I 種）の要件〕を満たす方
常時要介護	I 種	改正前の自賠法施行令別表「 <a href="#">第 1 級 3 号</a> 」又は「 <a href="#">第 1 級 4 号</a> 」
随時要介護	II 種	改正前の自賠法施行令別表「 <a href="#">第 2 級 3 号</a> 」又は「 <a href="#">第 2 級 4 号</a> 」

【自賠法施行令別表（抜粋）（改正前）】

等級	後遺障害
第一級	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。</li> <li>4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。</li> </ol>
第二級	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。</li> <li>4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。</li> </ol>

【最重度（特 I 種）の要件】

種 別	要 件
脳損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自力移動が不可能である</li> <li>● 自力摂食が不可能である</li> <li>● 尿尿失禁状態にある</li> <li>● 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない</li> <li>● 声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である</li> <li>● 目を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である</li> </ul>
脊髄損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自力移動が不可能である</li> <li>● 自力摂食が不可能である</li> <li>● 尿尿失禁状態にある</li> <li>● 人工介添呼吸が必要な状態である</li> </ul>

## II. 自賠責保険等において、後遺障害等級が認定されていない方

自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方

1. (I)と同程度の障害を受けたと認められる方
2. 事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

## III. 平成12年12月以前に自賠責保険等において、後遺障害等級が「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

平成12年12月以前において、改正前の自動車損害賠償保障法施行令第2条第1項第2号ロからニの規定により、後遺障害等級として「併合1級」に認定された方（脳損傷として認定された方に限ります。）であって、高次脳機能障害を評価した介護料受給資格の認定を希望する方

### 【併合とは】

系列の異なる後遺障害が2つ以上ある場合に、複数の後遺障害等級を併せて認定するものです。

### 【自賠法施行令（改正前）第2条（抜粋）】

後遺障害等級	保険金額
ロ 別表※に定める第5級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級の三級上位の等級に応ずる同表に定める金額
ハ 別表※に定める第8級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（ロに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額
ニ 別表※に定める第13級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（ロ及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級の一級上位の等級に応ずる同表に定める金額（その金額がそれぞれの後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額を合算した金額を超えるときは、その合算した金額）

※別表は自動車損害賠償保障法施行令に示されています。

### 支給制限

1. 支給対象となる方が次のいずれかに該当する場合は支給できません。
  - a. 自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき
  - b. 法令に基づき重度の障害者が入所することを目的とした施設に入所したとき（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設など）
  - c. 病院又は診療所に入院したとき（ただし、家族による介護の事実がある場合を除きます）

- d. 労働者災害補償保険法など他法令の規定による介護補償給付又は介護給付を受けたとき（国家公務員災害補償法、船員保険法など）
  - e. 介護保険法の規定による介護給付を受けたとき
  - f. その他の給付であって、介護に要する費用を支弁する目的で給付されるものを受けたとき
2. 支給対象となる方の主たる生計維持者にかかる前年の合計所得金額が 1,000 万円を超えると認められるときは、その年の 9 月から翌年 8 月までの間は支給できません。

## ②生活資金貸付

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

### (1) 交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様に対する貸付です。

### (2) 不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付です。

### (3) 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付

自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険（共済）金の請求から支払いがなされるまでの間に対する貸付です。

### (4) 保障金一部立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求している方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付です。

## 【問い合わせ先】

### ○ NASVA交通事故被害者ホットライン

（土・日・祝・年末年始を除く 9：00～17：00）

TEL：0570-000738

※PHSやIP電話からは03-3288-3671

### ○ 介護料受給資格をお持ちの方やその家族の方々からの在宅介護等に関する相談に応じるため、各主管支所に「在宅介護相談窓口」を開設しています。

「在宅介護相談窓口」には、看護師や介護福祉士やホームヘルパーなどの専門的な知識を有する相談員を配置しています。

「在宅介護相談窓口」の開設時間等は次のとおりです。お気軽にお問い合わせください。

大阪主管支所 TEL：06-6942-2804

（開設日：木曜日 13:00-17:00）



## 6. 割引や減免

一定の条件を満たす障がい者の方は、税金の減免、交通運賃の割引、各施設等に入場する時の割引などが受けられます。

### (1) 税金の減免等

#### ① 自動車税・自動車取得税の減免

障がい者（ただし、障がい者手帳の等級など条件あり）に対して、自動車税・自動車取得税が減免等されます。

##### 【問い合わせ窓口】

- ・各府税事務所または自動車税事務所（P70）
- ・府税あらかるとホームページ（自動車税・自動車取得税の減免のしおり）  
<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html>

#### ② 軽自動車税の減免

軽自動車税については、府内の全市町村に減免の制度があります。

##### 【問い合わせ窓口】

お住まいの市町村の市役所又は町村役場の軽自動車税担当係



### (2) 交通運賃の割引等

#### ◎運賃割引の際の障がいの区分（第1種、第2種身体障がい者）

第1種 身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"><li>・視覚障がいの1級～3級及び4級の1</li><li>・聴覚障がいの2級、3級</li><li>・上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2</li><li>・下肢不自由の1級、2級及び3級の1</li><li>・体幹不自由の1級～3級</li><li>・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢機能障がい1級、2級または移動機能障がい1級～3級（1上肢または1下肢のみに運動機能障がいがある場合は除きます）</li><li>・ぼうこうまたは直腸の機能障がいの4級を除く内部障がい</li><li>・肝臓機能障がいの1級～4級</li></ul>
第2種 身体障がい者	第1種身体障がい者以外の人

※第1種に該当しない障がい者が2つ以上あり、それらの障がいを総合すると第1種に準ずる障がいの程度の人でも第1種身体障がい者とされます。

① 鉄道（大阪市営地下鉄については次ページ）

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が 単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者</li> <li>・知的障がい者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券 (片道100kmを超える利用の場合のみ)</li> </ul>	5割
介護者とともに 乗車する場合 (介護者は1名まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券、回数乗車券</li> <li>・急行券（特別急行券、座席指定券は除きます）</li> <li>・定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）</li> </ul>	5割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種身体障がい者の介護者</li> <li>・第2種知的障がい者の介護者</li> </ul> (障がい者本人が12歳未満の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券</li> </ul>	5割 ※介護者のみ

② バス（大阪市営バスについては次ページ）

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が 単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者</li> <li>・知的障がい者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券、回数券 (回数券の種類により割引のない場合があります)</li> </ul>	5割
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券</li> </ul>	3割
介護者とともに 乗車する場合 (介護者は1名まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券、回数券 (回数券の種類により割引のない場合があります)</li> </ul>	5割

	・定期券	3割
--	------	----

③ 大阪市営交通（地下鉄・バス）

		介護人の有無		割引額	適用交通機関	発売券種									
		地下鉄 ニュートラム	バス			地下鉄 ニュートラム			バス			地下鉄 バス 連絡券	回数カード	レインボーカード	
						普通券	定期券	1区特別回数券	現金	定期券	赤バス・現金				普通券
身体障がい者手帳及び療育手帳をお持ちの方	第1種	大人	必ず同乗 介護人付可 本人単独可	本人5割引 介護人5割引	地下鉄・ニュートラム・バス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		小児	必ず同乗 介護人付可 本人単独可	本人5割引 介護人5割引	地下鉄・ニュートラム・バス	○	○	/	○	/	/	/	/	○	○
	第2種	大人	割引なし 本人単独	本人5割引	バスのみ	/	/	/	○	○	○	/	/	/	/
		小児	必ず同乗 介護人付可 本人単独可	本人5割引 介護人5割引	地下鉄・ニュートラム・バス	○	○	/	○	/	/	/	/	○	/

※小児とは、障がい者本人が12歳未満の場合をいいます。

※乗車券販売窓口等において障がい者手帳の提示が必要です。バスの場合は、降車時にも提示が必要です。

※介護人とともに乗車する場合は、介護人は1名まで割引。ただし、本人が車いすを使用する場合は、介護人2名まで割引。

④ タクシー

乗車時に障がい者手帳を提示すれば運賃が1割引になります。

【問い合わせ窓口】

詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。



## ⑤ 航空機

### 身体障がい割引

- ・身体障がい者（第1種）の方と介護者（1名まで）
- ・身体障がい者（第2種）の方

### 【問い合わせ窓口】

詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。

JAL : 0120-747-707      ANA : 0120-029-377

## ⑥ 船舶

船舶運賃の旅客運賃も、JRと同様の割引がされる場合があります。

### 【問い合わせ窓口】

詳しくは各事業者にお問い合わせください。

## ⑦ 有料道路

身体障がい者本人及びその親族等が所有又はこれらの者が自動車を所有しない場合においては、当該障がい者を日常的に介護している者が所有する乗用自動車（普通・小型・軽自動車で乗車定員10人以下）、貨物自動車（ライトバン等）、特種用途自動車（身体障がい者輸送車等）又は二輪自動車で運転免許を所持している身体障がい者本人が運転又は第1種の身体障がい者が乗車し、その移動のため本人以外の者が運転する自動車については通行料金が5割引になります。ただし1台に限ります。また、営業車は除きます。

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で手帳へ必要事項の記載を受け、有料道路を利用する際に、手帳を提示してください。

また、ETCが利用できる有料道路においては、上記の手続きと合わせETC車載器及びETCカードを本割引措置適用のため、事前に登録するなどの手続を行うことにより、ETCノンストップ通行においても同様の割引が適用されます。

### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（P61）

### (3) 各種利用料の割引等

#### ① NHK放送受信料（衛星放送を含む）の減免

身体障がい者（身体障がい者手帳をお持ちの方）のいる世帯で、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に全額免除となります。また、視覚障がい者・聴覚障がい者（身体障がい者手帳をお持ちの方）が世帯主の場合、または、重度の障がい者（身体障がい者手帳〔1、2級〕をお持ちの方）が世帯主の場合は半額免除となります。いずれも、福祉事務所長または市町村長の証明が必要です。

必要書類・証明書等があれば、NHK放送局・センターでも受け付けています。詳しくは、下記、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

##### 【問い合わせ窓口】

NHKふれあいセンター TEL：0570-077-077

上記の番号がご利用になれない場合 050-3786-5003

（受付：午前9時～午後9時、土・日・祝日は午後8時まで）

NHKホームページ（受信料の窓口）

<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>

#### ② NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

身体障がい者で視覚障がいまたは肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級の人、知的障がい者及び精神障がい者が104番を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、登録番号と暗証番号をオペレーターに伝えると、無料になります（ご利用の前にNTTへの事前の登録が必要です）。

##### 【問い合わせ窓口】

NTTふれあい案内担当

0120-104174（受付：午前9時～午後5時）

※土・日、祝日、年末年始を除く



### ③ 携帯電話の割引

障がいのある方に対して、携帯電話の基本使用料等の割引制度や、割安な料金プランが利用できるなどのサービスを行っています。各携帯電話会社により割引制度が異なります。

#### 【問い合わせ窓口】

各携帯電話の取扱店舗又は下記のお客様センターへ

- ・(株)NTTドコモ  
TEL：0120-800-000  
※受付時間：午前9時～午後8時
- ・KDDI(株)  
TEL：0077-7-111  
※オペレーター対応：午前9時～午後8時
- ・ソフトバンク(株)  
TEL：0800-919-0157  
※受付時間：午前9時～午後8時

### ④ 映画館の割引

障がいのある方に対して、大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っています。券売場で障がい者手帳を提示してください。

#### 【問い合わせ窓口】

生活衛生同業組合大阪興行協会

TEL：06-6720-2427

FAX：06-6720-2428

## ⑤ 大阪府立の体育施設における使用料の減免

下記の体育施設について、障がい者団体の利用は半額、個人利用者は全額免除されます。その場合、あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出していただくことが必要です（個人利用者は事前の書類提出は不要。利用当日に窓口で手帳を提示してください）。

### 【対象者】

- ・障がい者団体：概ね半数以上が障がい者の団体
- ・プール・アイススケート場・トレーニングルームの個人利用者：障がい者及びその介護者(1名)

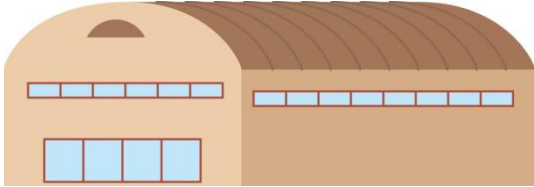
施設名	電話 F A X	開館時間	休館日	所在地
大阪府立体育会館	TEL:06-6631-0121 FAX:06-6643-0339	9:00～ 21:00	原則第1火曜日※ 年末年始	大阪市
大阪府立臨海 スポーツセンター	TEL:072-268-8351 FAX:072-266-8871	9:00～ 21:00	毎週木曜日※ 年末年始	大阪市
大阪府立門真 スポーツセンター (なみはやドーム)	TEL:072-881-3715 FAX:072-881-3964	9:00～ 21:00	第2火曜日※ 年末年始	門真市
大阪府立漕艇 センター (Maris マリンス ポーツパーク・)	TEL:072-268-3100 FAX:072-268-3690	9:00～ 17:30	毎週木曜日※ 年末年始	高石市

<窓口>



浜寺)				
-----	--	--	--	--

※ … 祝日の場合は翌日が休館日となります。



## ⑥ 大阪府立博物館等における入館料の減免

下記の施設については、入館料が無料となります。ただし、弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館では、障がい者手帳の提示が必要です。

### 【対象者】

障がい者及びその介護者1名（リバティおおさかは複数の介護者も可）

### <窓口>

施設名	電話 F A X	開館時間	休館日	所在地
弥生文化博物館	TEL : 0725-46-2162 FAX : 0725-46-2165	9:30~17:00	毎週月曜日※ 年末年始	和泉市
近つ飛鳥博物館	TEL : 0721-93-8321 FAX : 0721-93-8325	9:45~17:00 展示室受付は 10:00~	毎週月曜日※ 年末年始	河南町
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	TEL : 06-6561-5891 FAX : 06-6561-5995	10:00~17:00	毎週月曜日※ 祝・休日の翌日 (ただし日曜日は除く) 第4金曜日 年末年始 臨時休館日	大阪市

※ … 祝・休日の場合は翌日が休館日となります。

下記の施設については、入館料が200円となります。また、その介護者1名は無料です。

### 【対象者】

障がい者及びその介護者1名

### <窓口>

施設名	電話 F A X	開館時間	休館日	所在地
日本民家集落 博物館	TEL : 06-6862-3237 FAX : 06-6862-3247	9:30~17:00	毎週月曜日※ 年末年始	豊中市

※ … 祝・休日の場合は翌日が休館日となります。

## ⑦ 社会教育施設における使用料の減免

下記の施設を利用するとき使用料の半額が減額されます。その場合、あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出していただく必要があります。

また、府立中央図書館駐車場については、障がい者手帳の提示により使用料が全額免除されます。

### 【対象者】

障がい者及びその介護者が組織する団体等

### <窓口>

施設名	電話 F A X	休 館 日	所在地
府立少年自然の家	TEL : 072-478-8331 FAX : 072-478-8335	原則第2・第4月曜日※ 年末年始 ただし、学校利用の都合で変更がありますので、お問合せください。	貝塚市
府立中央図書館 (ホール、会議室、 駐車場)	TEL : 06-6745-0170 FAX : 06-6745-0262	毎週月曜日※ 毎月第2木曜日(ただし、図書館が 定めた月は開館。なお休館日でホールの 利用があるときは、駐車場は開場) 年末年始(12月29日~1月4日)	東大阪市

※ … 祝・休日の場合は翌日が休館日となります。

## ⑧ 大阪府営公園有料施設等における使用料の減免

野球場、テニスコートなどの府営公園の有料施設を使用するとき、あるいは競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園を使用するとき、あらかじめ所定の使用料減額・免除申請書を次ページの土木事務所に提出してください。(※申請書の受付は各公園の管理事務所でも行っています。)利用者は半額減額または全額免除されます。

なお、プール、交通遊園、都市緑化植物園、昆虫館については、障がい者手帳を提示することにより、全額免除されます。

### 【対象者】

障がい者及びその付添人、特別支援学校、社会福祉法人

<窓口>

施設名	電話 FAX
箕面公園、服部緑地 【池田土木事務所】	TEL : 072-752-4111 FAX : 072-753-6604
寝屋川公園、山田池公園、深北緑地 【枚方土木事務所】	TEL : 072-844-1331 FAX : 072-843-4623
久宝寺緑地、枚岡公園 【八尾土木事務所】	TEL : 072-994-1515 FAX : 072-924-2466
石川河川公園、錦織公園、長野公園 【富田林土木事務所】	TEL : 0721-25-1131 FAX : 0721-25-6109
大泉緑地、浜寺公園、 住吉公園、住之江公園 【鳳土木事務所】	TEL : 072-273-0123 FAX : 072-275-1588
りんくう公園、二色の浜公園、 蜻蛉池公園、せんなん里海公園 【岸和田土木事務所】	TEL : 072-439-3601 FAX : 072-422-9705

⑨ 府立花の文化園及び大阪府民牧場における入園料・入場料の免除

障がい者手帳の提示により入園料・入場料が全額免除されます。

【対象者】

障がい者及びその介護者1名

<窓口>

施設名	電話 FAX等	開園・開場時間	休園・休場日	所在地
府立 花の文化園	TEL : 0721-63-8739 FAX : 0721-63-8741 <a href="http://www.osaka-midori.jp/fululu/">http://www.osaka-midori.jp/fululu/</a>	10:00~17:00 (入園は16:00まで) ただし、12~1月は、 10:00~16:00 (入園は15:00まで)	毎週月曜日 (祝・休日の場合 は翌平日、ただ し4・5月は無休) 年末年始	河内 長野市
大阪府民 牧場	TEL : 072-734-0220 FAX : 072-731-2525 <a href="http://www.osaka-midori.jp/bokujyou/">http://www.osaka-midori.jp/bokujyou/</a> (大阪府民牧場は平成24年 3月末で廃止予定)	10:00~17:00 ただし、11~2月は、 10:00~16:00	毎週火曜日 (祝・休日の場合 は翌平日) 年末年始	能勢町

## 7. スポーツ・芸術活動

障がい者スポーツや芸術活動についてご紹介します。

### (1) 大阪府障がい者スポーツ大会の開催・障がい者スポーツに関する情報提供

大阪府障がい者スポーツ振興協会では、府域レベルの障がい者スポーツ大会を開催しています。本大会は、万博記念競技場、なみはやドーム、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、新大阪イーグルボウル及び浜寺公園アーチェリー場を会場に、陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリングの6競技が行われ、全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考会を兼ねています。また、大阪府障がい者スポーツ振興協会では、障がい者スポーツ情報をインターネットで提供しています。障がい者スポーツに関するお問い合わせにも応じています。

#### 【問い合わせ窓口】

大阪府障がい者スポーツ振興協会（大阪府障がい福祉室自立支援課内）

TEL：06-6944-9176 FAX：06-6942-7215

ホームページ <http://www.osad.jp/>

### (2) 障がい者を対象としたスポーツ施設

#### ①大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）

（堺市南區城山台 5-1-2）

【問い合わせ窓口】→P 51 「14. 障がい者のための施設等」

#### ②大阪府立稲スポーツセンター

（大阪府箕面市稲 6-15-26 あいあいプラザ内）

【問い合わせ窓口】→P 51 「14. 障がい者のための施設等」

#### ③大阪市長居障害者スポーツセンター

（大阪市東住吉区長居公園 1-32）

【問い合わせ窓口】

TEL：06-6697-8681 FAX：06-6697-8613

<http://www.fukspo.org/nagaissc>

#### ④大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」

（大阪市此花区北港白津 2-1-46）

【問い合わせ窓口】

TEL：06-6465-8200 FAX：06-6465-8207

<http://www.fukspo.org/maishimassc/>



### (3) 障がい者芸術・文化促進事業

府内で芸術文化活動を行っている障がい者が、コーラス、器楽演奏、車いすダンス、演劇などの個性豊かなパフォーマンスを発表する障がい者芸術文化フェスタや芸術・文化に興味のある障がい者に対し、芸術・文化に触れ、また、学ぶ場としてのオープンカレッジ等を開催します。

#### 【問い合わせ窓口】

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）

TEL：072-290-0962

FAX：072-290-0972

<http://www.big-i.jp/>



## 8. 選挙

選挙の際、投票所に行けない方等に対しては以下のような制度があります。

### (1) 郵便等による不在者投票

重度の障がいにより、投票所に行けない人には、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、自宅等で投票できる「郵便等による不在者投票」の制度があります。

また、下記対象者のうち、

- 身体障がい者手帳をお持ちで、上肢又は視覚の障がいの程度が1級と記載されている方
- 身体障がい者手帳をお持ちで、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方

には、あらかじめ選挙人名簿登録地市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができる「郵便等による不在者投票における代理記載制度」があります。

#### 【対象者】

- (ア) 身体障がい者手帳をお持ちで、手帳に以下の内容が記載されている方
  - ・ 両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級
  - ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級
  - ・ 免疫又は肝臓の障がいの程度が、1級から3級
- (イ) 介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5と記載されている方
- (ウ) 身体障がい者手帳をお持ちで、障がいの程度が上記（ア）の程度に該当することを大阪府内の各市町村長が証明した方

#### 【問い合わせ窓口】

居住地の市区町村選挙管理委員会  
大阪府選挙管理委員会  
TEL：06-6944-9118  
FAX：06-6944-3548



### (2) 代理投票

病気やけがなどで字が書けない方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。

代理投票を希望することを投票管理者に申し出ると、二人の補助者が指定され、そのうち一人が選挙人の指示する候補者等の氏名を書き、残りの一人がその立ち会いを行います。もちろん、投票の秘密は厳守されます。

#### 【問い合わせ窓口】

居住地の市区町村選挙管理委員会  
大阪府選挙管理委員会  
TEL：06-6944-9118  
FAX：06-6944-3548

## 9. パソコン・インターネットの利用

### (1) 大阪府のインターネットによる情報提供

大阪府では、府政に関するさまざまな情報をインターネットで提供しています。また、大阪府障がい福祉室では、障害者自立支援法や障がい者計画、福祉の手引きなど障がい福祉に関する情報を提供しており、障がい者の就労支援に関する情報についても提供しています。

#### 【アクセス先】

大阪府

<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

大阪府障がい福祉室

[http://www.pref.osaka.lg.jp/s\\_shogaifukushi/](http://www.pref.osaka.lg.jp/s_shogaifukushi/)



### (2) 大阪府 ITステーション

障がい者のIT利用及び就職、在宅就労の促進を図るため、ITに関する利用相談や情報提供、情報通信機器・支援機器等の展示などを行っているほか、障がい者を対象とした各種パソコン講習会やITに関する職業訓練を実施するとともに、障がい者のIT利用をサポートするボランティア「ITサポーター」を養成し、パソコンの個人指導、在宅講習などのサービスを提供しています。

また、テレワーカー養成をはじめとした在宅就労支援や企業への障がい者雇用に関する情報提供などを行っています。

※内容については、次ページをご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

大阪府 ITステーション

大阪市天王寺区六万体町3-21 地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」下車  
1番出口（エレベーター有）北へ20m

TEL : 06-6776-1221 (代表)

FAX : 06-6776-1224

ホームページ <http://www.itsapoot.jp/>

E-mail [suteisyon@itsapoot.jp](mailto:suteisyon@itsapoot.jp)



<内容>

講座名等	概要
1. IT利用相談	パソコンの操作方法から購入に対する補助制度まで、ITに関するいろいろな相談に、電話・FAX・メールで答えます。
2. ホームページでの情報提供	障がい者のIT利活用に関する情報を総合的に提供しています。提供している情報は、障がい者のIT活用方法やパソコン講習会、職業訓練の情報、ボランティアとして障がい者のIT利用を支援する情報、在宅で就労するテレワーカーへの業務発注の情報、企業の雇用相談に関する情報などを提供します。
3. メールマガジンの配信	大阪府ITステーションで実施する各種パソコン講習会や障がい者のための情報通信機器展示会の開催など、様々な情報をメールマガジンで配信します（無料）。ホームページ上で配信登録が可能です。
4. 障がい者のための情報通信機器展	障がい者のための最新のソフトや支援機器等の常設展示を行うとともに、市町村等と共催で機器展を開催します。
5. 障がい者支援器・ソフト活用セミナーの開催	民間企業と共催で、最新のソフトや支援機器等のセミナーを開催します。
6. 入門講習会 (視覚障がい者、肢体不自由者)	初めてパソコンを習いたい方を対象とした講習会で、文字入力の習得を目的とした講習会を開催します。
7. 基礎講習会 (視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者)	初心者を対象とした基礎的なパソコンの操作、ワープロ文書作成、インターネット利用、メールの送受信などの基礎知識・技術取得を目的とした講習会を開催します。
8. 初級講習会 (肢体不自由者、聴覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者)	基礎講習会からレベルアップした講習会で、Word、Excel、PowerPointの基礎を学び、POPチラシの作成、統計グラフの作成、プレゼンテーション資料の作成を行う講習会を開催します。
9. 初級講習会 (視覚障がい者)	Windowsの構成やフォルダ、ファイルの管理方法を学ぶとともに、文書作成習得コース、電子メール習得コース、インターネット習得コースといった「基礎講習会」の内容から更にレベルアップした講習会を開催します。
10. 中級講習会 (肢体不自由者、聴覚障がい者)	就労に結びつくようなパソコン資格(Microsoft Office Specialist)を取得することを目的とした講習会を開催します。また、Word、Excelの応用、Accessの基礎、ホームページ作成コースも開催します。
11. 中級講習会 (精神障がい者)	Word、Excelの応用、ホームページ作成コースを開催します。

12. 中級講習会 (視覚障がい者)	スクリーンリーダーを使用して、Word、Excel の機能を習得するコースやホームページ作成コースも開催します。
13. 上級講習会 (肢体不自由者、 視覚障がい者)	就労に結びつくようなパソコン資格 (Microsoft Office Specialist エキスパート) を取得することや、VBAプログラミングの習得を目的とした講習会を開催します。(肢体不自由者向け) また、スクリーンリーダー (JAWS) を使用したコースも開催します。(視覚障がい者)
14. はがき作成講習会 (視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者)	暑中見舞いや年賀状の作成を行う講習会を初夏と秋頃に開催します。
15. 各種パソコン講習会の地域開催	大阪府 ITステーションが府内の各市町村に出向き、市町村等と共催で各種パソコン講習会等を実施します。
16. 職業訓練の実施	就職に必要な知識・技術などを習得していただくために、「OAビジネス科」(訓練期間：1年間)と「パソコン実践科」(訓練期間：3ヶ月)の職業訓練を実施しています。
17. 障がい者雇用支援 コーディネート事業	ITステーションでITスキルを身につけた職業訓練修了生等の就職支援を行っています。 また、事業主に対して、求職者の情報提供や助成金、雇用管理など障がい者雇用に関する相談を行っています。
18. ITサポーターの養成	障がい者のIT利用をサポートする「ITサポーター」を養成し、各種パソコン講習会のサブ講師やパソコン個人指導などの活動を行います。
19. ITサポーターによる個人指導	基礎講習会を受講し、大阪府ITステーションの利用者登録を行うことで、2階のITサポートセンターにおいて、ITサポーターによるパソコンの操作方法等について個人指導が受けられます。
20. 在宅障がい者訪問指導	独力で外出が困難な重度の身体障がい者(障がい等級1級)を対象に、ITサポーターが、パソコンの基礎を訪問指導します。
21. 障がい者eラーニング講座	障がい者がパソコンに慣れ社会参加や就労を目指していつでもどこでも学習できる新しい講座です。自宅などでインターネットから教材をダウンロードし自分のペースで学習できます。受講料は無料です。 内容は、WordやExcelを基礎から文書処理技能認定試験2級程度まで学べるコースをはじめ、ホームページ作成やデジタルカメラ、ビデオ編集など生活に活かせる様々なコースを用意しています。また、視覚障がい者用の音声教材として画面読上げソフトを用いてキーボード操作からWebページ作成まで学べるコースも用意しています。

## 10. 移動に関する支援

外出する際の移動において、以下のようなサービスを利用することができます。

### (1) 障がい者用リフト付バス

大阪障害者自立支援協会では、障がい者団体や障がい者福祉施設等がレクリエーションや社会見学などを行う場合に利用できる、車いすのまま乗り降り可能なリフト付バス（なにわセンチュリー号）を運行しています。

なお、利用にあたっては、自己負担が必要です。

■定員 46人(内訳：座席35人、補助席8人、車いす固定席3人)

#### 【問い合わせ窓口】

大阪障害者自立支援協会 TEL：06-6775-9115

FAX：06-6775-9116



### (2) リフト付バス、超低床バス

車いすのまま乗り降りできるリフト付きバス、スロープ付き超低床バスを運行しているバス事業者があります。出発地か降車地のいずれかが府内である必要があります。

利用料金は、近畿運輸局長認可の大型貸切バスの料金と同じですが、次の割引があります。

なお、車いすを利用する人を含む団体については、土日祝を含む旅行日程に係るものは3か月前まで、平日の旅行行程に係るものは2か月前まで優先受付期間があります。この場合、車いすを利用する人、介護をする人の人員の確認があります。

#### 【利用料金の割引率など】

該 当 団 体	割引率
・学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等専門学校を除く）に通学・通園する人の所属する団体	2 割
・児童福祉法第7条に規定する施設利用者の団体 ・身体障害者福祉法第5条の規定による施設利用者団体	3 割

※ただし、いずれの場合も、当該団体責任者の引率と当該団体の長が発行する証明書が必要です。

<窓口>

事業者名	リフト付 貸切バス	乗 合 超低床バス	T E L F A X
大阪市交通局		○	TEL:06-6582-1101 FAX:06-6582-7997
南海バス(株)	○	○	TEL:072-221-3320 FAX:072-221-0407
近鉄バス(株)	○	○	TEL:06-6618-5300 FAX:06-6618-5310
京阪バス(株)		○	TEL:075-682-2310 FAX:075-692-2284
阪急バス(株)		○	TEL:06-6866-3172 FAX:06-6866-3169
阪神バス		○	TEL:06-6416-1351 FAX:06-6412-0335
高槻市交通部		○	TEL:072-677-3504 FAX:072-677-3516
(株)国際興業大阪	○		TEL:06-6322-1388 FAX:06-6322-5104
日本交通(株)	○		TEL:06-6571-1262 FAX:06-6571-1264
岸和田観光バス(株)	○		TEL:072-436-2222 FAX:072-436-2223
奈良交通(株)大阪	○		TEL:072-986-0867 FAX:072-986-0705
大阪ヤサカ観光バス(株)	○		TEL:06-6475-4601 FAX:06-6475-4602
北港観光バス(株)	○	○	TEL:06-6922-9222 FAX:06-6922-9333
中央交通(株)	○		TEL:0729-22-1785 FAX:0729-22-0869
千里山バス(株)	○		TEL:06-6340-1177 FAX:06-6340-2264
中日臨海バス(株)	○	○	TEL:072-245-1205 FAX:072-247-0344
堺第一観光(株)	○		TEL:072-264-6401 FAX:072-264-6405
(株)さやま交通	○		TEL:072-366-0049 FAX:072-366-2199
神姫観光バス(株)	○		TEL:06-6392-5533 FAX:06-6392-5534
南海ウイングバス南部(株)		○	TEL:072-467-0601 FAX:072-467-0971
(有) 赤心	○		TEL:0721-26-7768 FAX:0721-98-6648

### (3) 駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な身体障がい者等（以下「歩行困難者」といいます。）が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所（高齢運転者等専用駐車区間を含む。）又はパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所（時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間）の駐車禁止規制の対象から除外されます。

ただし、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間については、指定された駐車枠（白線）内に指定された方法により駐車する以外は、除外の対象となりません。

身体障がい者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

#### ●交付申請に必要な書類等

- ・ 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳又は戦傷病者手帳
- ・ 歩行困難者の身分を確認できるもの（健康保険証・自動車運転免許証等）
- ・ 印鑑
- ・ その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります

#### 【対象者】

##### 身体障がい者（一部）

- ・ 上肢機能障がい：1級、2級の1及び2級の2
- ・ 下肢機能障がい：1級～4級
- ・ 体幹機能障がい：1級～3級

※他にも、一部の知的障がい者、精神障がい者等も対象としています。

#### 【問い合わせ窓口】

住所地を管轄する警察署の交通課又は大阪府警察本部駐車対策課

- ・ 受付は、月曜日から金曜日の9:00～17:45です。  
（休日、年始年末は受け付けを行っておりません。）

### (4) 自動車運転免許の取得費の助成

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成しています。

#### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（P 61）

## (5) 自動車改造の助成

障がい者（一定の制限があります）を対象として、障がい者が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成しています。

### 【問い合わせ窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（P 6 1）

## (6) リフト付福祉タクシー

大阪福祉タクシー総合配車センター加盟のタクシー会社や運輸局の許可を得た介護タクシー事業者では、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフト付きタクシー等を運行しています。

利用運賃は、車輛の種類や利用形態によって異なります。

乗車定員については、タクシー会社が保有する車輛によって異なりますが、乗務員等の他、大型車で車いす2台（2名）と介護者等の同乗者2名～4名（ストレッチャーの場合は1台（1名）と介護者等の同乗者2名～4名）、中型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者2名～4名、小型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者1名が同時に乗車できます。

なお、福祉車輛によって、同乗者の乗車人数が異なる場合がありますので、ご利用にあたっては、大阪福祉タクシー総合配車センター等にお問い合わせください。

また、一部市町村で重度身体障がい者等、一般の交通手段を利用することが困難な方に対し、利用運賃の一部を助成する制度があります。

### 【問い合わせ窓口】

大阪福祉タクシー総合配車センター など

TEL : 06-6268-2945（フクシゴ）

FAX : 06-6268-2946

受付時間 : 9:00～17:00（土・日・祝休み）



# 11. 介護保険

利用できるサービスや利用料等については、お住まいの市町村の市役所や町村役場の介護保険担当課にご相談ください。

## (1) 対象者

介護保険は65歳以上の人（「第一号被保険者」と言います。）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（「第二号被保険者」と言います。）が加入します。

介護保険のサービスが利用できるのは、次の状態の人で市町村から要介護または要支援と認定された人です。

- ・ 第一号被保険者で、寝たきりや認知症などで常に介護が必要な人や、常時の介護までは必要ないものの家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人。
- ・ 第二号被保険者で、老化が原因とされる病気（※1 特定疾病）で介護や日常生活に支援が必要になった人。

### 【※1 特定疾病の種類】

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## (2) 障がい者施策との関係

障がい者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となります。

介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合等には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができます。

サービス内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります。

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。

申請に係る障がい福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができない、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難、などの場合は、介護給付費等を支給することが可能です。

### (3) 利用手続き

介護保険のサービスを利用しようとする人は、まず、市町村の窓口申請し、要介護又は要支援の認定を受けることが必要です。

市町村の窓口への申請には、「要介護（要支援）認定申請書」の提出と「介護保険被保険者証（保険証）」の提示が必要です。（第二号被保険者で被保険者証（保険証）の交付を受けていない場合は、要介護（要支援）認定申請書及び医療保険被保険者証の提示が必要です。）

介護が必要と認定されれば、居宅介護支援事業者に頼んで介護サービス計画（ケアプラン）を作成します（介護サービス計画は自分で作ることもできます）。介護保険施設に入所する場合は、当該施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画を作成します。要支援と認定された場合には、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画を作成します。

なお、この計画に従って実際にサービスを利用することになりますので、本人や家族の希望を交えながら、居宅介護支援事業者等と十分に相談したうえで介護サービス計画を作成することが重要です。

要介護認定の有効期間は、新規申請の場合、原則として6か月です。更新申請の場合は原則として12か月です。継続してサービスを利用するときは更新の申請をすることが必要です。

#### 【問い合わせ窓口】

市町村介護保険担当課（P 6 4）

※なお、障がい者施策については市町村障がい者施策担当課（P 6 1）へお問い合わせください。



## 12. 成年後見制度

成年後見制度は、障がい等によって、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に保護、支援する制度です。

### （1） 成年後見制度とは

#### ①制度の内容

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方（以下「本人」といいます。）の財産管理、あるいは介護、施設等の生活に配慮する身上監護を本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって本人を法律的に支援する制度です。

家庭裁判所が援助者（「成年後見人」等）を選び、この援助者が本人のために活動します。

<成年後見制度の種類>

成年後見制度には、本人の判断能力の状態によって、三つの種類があります。なお、必要に応じて、援助者として複数の人や法人（団体）が選任されることもあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	ほとんどない	成年後見人	それぞれの監督人が選任されることがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	

#### ②利用方法

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見等監督人、市町村長<sup>(※)</sup>、検察官です。

(※) 身寄りがないなど、申立てを行う人がいない場合で、福祉上の援助が必要な方については、本人のお住まいの市町村の長が申立てることができます。

### ③窓口

#### ◇家庭裁判所

##### ・大阪家庭裁判所

TEL：06-6943-5321

(管轄区域) 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町

##### ・大阪家庭裁判所堺支部

TEL：072-223-7001

(管轄区域) 堺市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

##### ・大阪家庭裁判所岸和田支部

TEL：072-441-6803

(管轄区域) 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

#### ◆自動応答専用電話 TEL：06-6943-6321

(申し立てセット取寄方法などのテープ案内)

【裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>】

#### ◇法制度情報や適切な窓口の案内など

##### ・日本司法支援センター（法テラス）

TEL：0570-078374 <http://www.houterasu.or.jp/>

#### ◇成年後見制度の市町村長申立てについて

##### ・ご本人のお住まいの市町村の高齢者福祉・障がい者福祉の担当窓口など

## 13. 就労支援

これから就職したいという方や、復職したいという障がい者の方に対して、様々な就労支援が行われています。



### (1) 職業相談・職業紹介・職場適応相談等

#### ①ハローワーク（公共職業安定所）

専門の職員、職業相談員等を配置し、職業相談、就職あっせんから就職後の職場適応指導までを行っています。また、聴覚障がい者の職業相談等を行うため、手話協力員を配置しています。

（配置の日時については、各ハローワークにお問合せください。）

#### 【問い合わせ窓口】

ハローワーク（P 73）

#### ②障害者職業センター

就職のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援、メンタル面の不調で休職している方の職場復帰支援等を行っています。

#### 【問い合わせ窓口】

大阪障害者職業センター

TEL：06-6261-7005

FAX：06-6261-7066

同センター南大阪支所

TEL：072-258-7137

FAX：072-258-7139

#### ③市町村

障がい者、中高年齢者、一人親家族の父母などの方々（就職困難者等）に対する雇用・就労を支援するため、専門の相談員による相談や能力開発講座の実施など各種事業を実施しています。

#### 【問い合わせ窓口】

各市町村地域就労支援センター（P 75）

#### ④ JOBプラザOSAKA

相談・キャリアカウンセリング、各種セミナーから求人開拓を含めた職業紹介まで一貫した就職支援サービスを提供しています。

【問い合わせ窓口】

JOBプラザOSAKA

ホームページ <http://www.jobplazaosaka.jp/>

TEL : 06-6910-3765 FAX : 06-6949-4755

#### (2) 大阪府による情報提供

大阪府雇用推進室・障がい福祉室では、障がい者の雇用・就労に関する情報をインターネットで提供します。

【問い合わせ窓口】

<大阪府雇用推進室雇用対策課>

「障がい者雇用ホームページ」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html>

TEL : 06-6210-9525 FAX : 06-6210-9517

<大阪府障がい福祉室自立支援課>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/index.html>

TEL : 06-6944-2095 (自立支援課)

FAX : 06-6942-7215 (自立支援課)

#### (3) 職業訓練

大阪障害者職業能力開発校、府立芦原高等職業技術専門校及び委託する社会福祉法人において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を対象とした訓練科目を設置して、職業訓練を行っています。入校を希望する能力開発校等の見学と相談が必要です。また、身体・知的・精神・発達障がい者の人を対象とした2～3か月の短期の職業訓練も実施しています。(詳しくは次ページへ)

【問い合わせ窓口】

ハローワーク (P73)

大阪障害者職業能力開発校

TEL : 072-296-8311

FAX : 072-296-8313

芦原高等職業技術専門校

TEL : 06-6561-5383

FAX : 06-6561-5318

大阪府雇用推進室人材育成課

TEL : 06-6944-6767

FAX : 06-6944-6763



## 身体障がい者の人に関する職業訓練

(以下は平成 22 年度の実施状況です。詳細は各問合わせ先にご確認下さい)

### ●大阪障害者職業能力開発校

(TEL:072-296-8311 FAX:072-296-8313)

科目	定員	訓練期間	備考
・CAD製図	20人	1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入校時期は4月です。</li> <li>・教科書代等の実費が必要です。</li> <li>・交通機関の学割が適用されます。</li> <li>・寮設備があります。</li> </ul>
・製版アート	20人	1年	
・Webデザイン	20人	1年	
・OAビジネス	20人	1年	
・オフィス実践	10人	1年	

### ●芦原高等職業技術専門学校

(TEL:06-6561-5383 FAX:06-6561-5318)

科目	定員	訓練期間	備考
OAビジネス	10人	6か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入校時期は4、10月です。</li> <li>・教科書代等の実費が必要です。</li> </ul>

### ●社会福祉法人に委託して実施している職業訓練

障がい種別	施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
視覚障がい者	日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター TEL:06-6961-5521 FAX:06-6961-6268	ビジネス	各6人	1年	4・10月
		情報処理	各4人	1年	4・10月
身体障がい者	大阪市職業リハビリテーションセンター TEL:06-6704-7201 FAX:06-6704-7274	情報処理	15人	1年又は2年	4月
	摂津市障害者職業能力開発センター TEL:072-653-1212 FAX:072-653-0300	OA実務	各5人	1年	4・10月
	大阪府ITジョブトレーニングセンター TEL:06-6776-1241 FAX:06-6776-1229	OAビジネス	20人	1年	10月

●在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）

科目（コース名）	定員	訓練時間
Word・Excel 基礎総合	10人	20時間
ビジネスマナー	5人	15時間
Word ビジネス文書作成	10人	20時間
Web サイト作成入門「手話通訳付」	10人	20時間
Excel 実務活用「手話通訳付」	10人	20時間
Access 入門「手話通訳付」	10人	20時間
パワーポイント実践	10人	20時間
Access ビジネス活用「手話通訳付」	10人	20時間
会計ソフト入門	5人	20時間
Access マクロ・VBA 入門 「手話通訳付」	10人	20時間

※身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。

●短期の職業訓練（障がい者の態様に応じた多様な職業訓練）

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL:06-6210-9531 FAX:06-6210-9528)

障がい種別	科目	備考
身体障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿倍野喫茶コース</li> <li>・ 医療事務</li> <li>・ インターンシップコース</li> <li>・ OAビジネス科</li> <li>・ オンザジョブトレーニング</li> <li>・ 介護業務コース</li> <li>・ 在宅ワーカー養成科</li> <li>・ 職場実習コース</li> <li>・ 職場体験コース</li> <li>・ 職場体験短期課程</li> <li>・ 総務・経理事務科</li> <li>・ パソコン活用</li> <li>・ パソコン基礎コース</li> <li>・ パソコン実践科</li> <li>・ パソコンベーシック</li> <li>・ ビジネス実務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練期間は1～3か月です</li> <li>・ 受講料は無料です</li> <li>・ 申込は各ハローワークまで (P73)</li> </ul>
視覚障がい	OA実務コース	
聴覚障がい	パソコン実務科	

#### (4) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、継続的に支援を必要とする障がい者に対して、地域の福祉関係機関と雇用関係機関との連携をとりつつ、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行います。

【問い合わせ窓口】

障害者就業・生活支援センター（P72）

#### (5) 就職準備訓練

仕事の経験や職場への適応性を高めるため、ハローワークで受講指示を受けた障がい者が企業で職場実習を受ける場合、事業主に対しては委託費、訓練生に対しては訓練手当が支給される「障がい者就職準備（短期職場適応）訓練事業」を実施しています。実習期間は2週間（重度障がい者は4週間）以内です。

【問い合わせ窓口】

- ・ハローワーク（P73）
- ・大阪府雇用推進室雇用対策課

TEL：06-6210-9525 FAX：06-6210-9517

#### (6) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

就職または職場に適応する上で課題のある知的障がいや精神障がいのある方などに対して、職場にうまく適応できるよう専門のジョブコーチが事業所に出向き支援します。

ジョブコーチは、対象者に対しては、仕事の仕方や円滑なコミュニケーションを図れるよう支援するとともに、事業所の担当者に対しては、障がい特性を踏まえた支援方法や接し方などを伝え、円滑な職場適応を図ります。

【問い合わせ窓口】

- ・大阪障害者職業センター

TEL：06-6261-7005 FAX：06-6261-7066

- ・同センター南大阪支所

TEL：072-258-7137 FAX：072-258-7139

#### (7) 障がい者就労サポート事業

福祉施設等で就労を希望する障がい者に対して、個別の支援計画を策定し、ニーズに沿った職場開拓から就労、職場定着までの一貫した人的支援を行い、障がい者の就労を促進します。

【問い合わせ窓口】

障がい者就業・就労サポート協働機構

TEL：06-6945-4230 FAX：06-6945-4235



## (8) 援護・助成制度等

### ①障がい者に対する援助制度

#### <一般求職者給付（基本手当）>

離職日以前の2年間に11日以上働いた完全な月が12ヶ月以上(倒産・解雇や期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと等による離職の場合は、離職日以前の1年間に11日以上働いた完全な月が6ヶ月以上でも可)ある雇用保険被保険者が失業した場合に支給する。

また公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合等給付日数の延長を行う処置もある。

#### <技能習得手当>

雇用保険受給資格者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合、基本手当に加えて支給する。

#### <寄宿手当>

雇用保険受給資格者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講するため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合、基本手当に加えて支給する。

#### <就業促進手当>

雇用保険受給資格者が再就職し、一定の要件を満たした場合に支給する。

#### <訓練手当>

一定の要件を満たす者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合に支給する。

【問い合わせ先】 ハローワーク（P73）

### ②障がい者を雇用する事業主に対する助成制度

#### <特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）>

ハローワーク（公共職業安定所）もしくは地方運輸局、または職業安定局長の定める項目に同意した職業紹介事業者、もしくは無料船員職業紹介事業者の紹介により障がい者等を継続して雇用する常用労働者として雇い入れた事業主に対して支給する。

#### <職場適応訓練費>

職場環境への適応を促進するため労働局からの委託により職場適応訓練を実施し、訓練修了後常用労働者として雇用する見込みがある事業主に支給する。（訓練生には雇用保険失業給付等の訓練手当が支給される。）

### ③障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

#### <障害者作業所等設置等助成金>

（作業施設・作業設備の整備等を行う事業主の方への助成金）

障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。



### ＜障害者福祉施設設置等助成金＞

（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主又はその事業主が加入している事業主団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がい者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### ＜障害者介助等助成金＞

（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

### ＜職場適応援助者助成金＞

（障がい者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し、援助を実施する事業主の方への助成金）

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇い入れ又は雇用の継続が困難と認められる障がい者に対して、職場に適応することを容易にするため職場適応援助者（機構の障害者職業総合センター、地域センターが行う第1号職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者養成研修若しくは厚生労働大臣が定める研修を終了し、援助の実施に必要な相当程度の経験及び能力を有するものと認められる者）による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

### ＜重度障害者等通勤対策助成金＞

（通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、又はこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### ＜重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金＞

（障がい者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金）

重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常用労働者として多数雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障がい者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### ＜障害者能力開発助成金＞

（能力開発訓練事業を行う事業主等の方や能力開発訓練を受講させる事業主の方々への助成金）

障がい者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合や障がい者である労働者を常用労働者として雇用する事業主がその障がい者である労働者に障がい者能力開発訓練を受講させる場合、及び障がい者をグループにして事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練の事業を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、「能力開発訓練事業」とは、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合する教育訓練をいいます。

#### 【問い合わせ先】

大阪高齢・障害者雇用支援センター

TEL : 06-4705-6927      FAX : 06-4705-6928

#### ④ 障害者雇用納付金制度に基づく各種調整金・報奨金等

障害者雇用納付金制度は、企業が身体障がい者等を雇用する場合には、作業設備や職場環境を改善したり、特別な雇用管理や能力開発等を行うことなどが必要なため、法定障がい者雇用率（1.8%）に相当する数に達するまで障がい者を雇用していない企業（常用雇用労働者200人を超える企業が対象）から「障害者雇用納付金」を徴収するとともに、障がい者を多く雇用している企業に対しては「障害者雇用調整金・報奨金」を支給し、負担の調整をしながら全体として障がい者雇用の水準を高めていくための制度です。  
※平成27年4月1日からは、100人を超える事業主も障害者雇用納付金・調整金の対象となります。

【問い合わせ先】

大阪高齢・障害者雇用支援センター

TEL：06-4705-6927 FAX：06-4705-6928

#### ⑤ 障がい者の就労を支援する企業等への補助金・報奨金

##### ＜障がい者職場実習促進事業費補助金＞

（職場実習を受け入れるために設備等を整備する企業等への補助金）

障がい者の職場実習を受け入れる企業等が、その継続的な受入のため施設や設備の整備事業を実施する場合に、補助を行うものです。

##### ＜障がい者職場見学促進事業費補助金＞

（職場見学を実施する事業所への補助金）

就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者が、障がい者を雇用している企業の職場見学を実施する場合に、補助を行うものです。

##### ＜障がい者一般就労・職場定着促進支援事業費補助金＞

（一般就労移行後の職場定着支援、障がい者の雇用を検討する企業の職務分析等への補助金）

就労移行支援事業者が、利用者や既に就労している障がい者に対して、講座、勉強会、自主交流会等を企画・実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者が、企業の職務内容等を分析・提案し、受入企業の開拓を図る場合に、補助を行うものです。

##### ＜離職・再チャレンジ支援助成事業費報奨金＞

（離職の危機回避等に向けた支援や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援を実施した事業所への報奨金）

就職後一定期間を経過したものの、何らかの形で離職の危機を迎えている障がい者に対し、就労する意欲を失う前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行支援を実施した事業所に報奨金を支給するものです。

##### ＜施設外就労等利用者雇用報奨金＞

（一般就労に結びつく施設外就労・施設外支援を実施した事業所への報奨金）

就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者が、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労に結びついた場合に、報奨金を支給するものです。

【問い合わせ先】大阪府障がい福祉室自立支援課

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/index.html>

TEL：06-6944-9178 FAX：06-6942-7215

## 14. 障がい者のための施設等

障がい者の社会参加を促進するための施設です。障がいのない人も利用できます。

### ①大阪府障がい者社会参加促進センター

障がい者の社会参加の促進を図るための拠点施設として設置されたもので、障がい者団体の活動と交流の場である障がい者団体利用室をはじめ、会議室、研修室を備えており、障がい者の社会参加活動等に広く利用できます。

※障がいのない人も利用できます。

#### 【問い合わせ先】

大阪府障がい者社会参加促進センター内 大阪障害者自立支援協会  
(大阪市営地下鉄谷町線、千日前線「谷町9丁目駅」下車)

TEL: 06-6775-9115 FAX: 06-6775-9116

### ②国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）

障がい者の「完全参加と平等」を実現するための象徴的な施設として整備された国立施設。多目的ホール【約1500人収容〔車椅子利用の場合約1000人(内、車椅子席最大約300席)〕】、研修室、宿泊室(35室)、レストランがあり、全館バリアフリーとなっています。※障がいのない人も利用できます。

#### 【問い合わせ先】

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）（泉北高速「泉ヶ丘」駅下車）

<http://www.big-i.jp/>

TEL: 072-290-0900 FAX: 072-290-0920

### ③大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）

大阪府立稲スポーツセンター

障がい者のためのスポーツ・レクリエーション施設です。

- ・ 利用方法 個人…利用当日、身体障がい者手帳等を持参してください。  
専用（団体利用）…あらかじめ所定の利用申込書を提出してください。  
[障がい者団体等は1年前から、その他の団体は3ヶ月前（ファインプラザの大ホールは半年前）から予約可。]
- ・ 使用料 個人…障がい者とその介護者1名は無料  
専用（団体利用）…有料（障がい者団体等の場合は半額）  
※障がいのない人も利用できます。

#### 【問い合わせ先】

- ・ 府立障がい者交流促進センター（泉北高速「光明池」駅下車 無料送迎バス有り）

<http://www.fineplaza.jp/>

TEL: 072-296-6311 FAX: 072-296-6313

- ・ 府立稲スポーツセンター

(北大阪急行・大阪モノレール「千里中央」駅下車 阪急バス「豊島高校前」すぐ)

<http://www.sj-osaka.net/spo/>

TEL: 072-728-4822 FAX: 072-728-4876

## 15. 障がい者医療・リハビリテーションセンター

大阪府では、障がい者医療の充実とリハビリテーションの推進のため、障がい者医療・リハビリテーションセンターをその拠点としています。

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携、つなぎの要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。



平成19年4月1日に、大阪府立急性期・総合医療センター敷地内に、障がい者医療・リハビリテーションセンターを開設しました。

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、3つの部門で構成されています。

◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門  
(大阪府立急性期・総合医療センター)

多様な医療ニーズに対応する大阪府立急性期・総合医療センターを構成する4部門のひとつとして、リハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

◆大阪府立障がい者自立センター

障がい者医療リハ部門において治療を受けた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

◆大阪府障がい者自立相談支援センター

障がい者の自立を支援する新しい相談所を設置し、障がい特性に応じた総合的な支援や地域生活への移行支援等を行います。



## (1) 障がい者医療・リハビリテーション医療部門

(大阪府立急性期・総合医療センター)

### <リハビリテーション科>

リハビリテーション（以下リハ）科は、各科における急性期医療と連携した早期からのリハ（急性期リハ）、急性期を過ぎ回復段階での集中したリハ（回復期リハ）、急性期・回復期を過ぎ地域生活への移行に向けたリハ（維持期リハ）等の全てを担当し、一貫したリハ医療に取り組んでいます。

理学療法、作業療法、言語聴覚療法、薬物療法やブロック療法、外科的治療、器具療法、リハ看護等を患者さんの状況に応じて組み合わせ、機能回復の支援を効果的に実施しています。また、ソーシャルワーカーが中心となり、地域の医療機関、職業、教育、福祉関係のスタッフと連携し、地域生活への移行をより早期により円滑に行うようにしています。

脳損傷後の高次脳機能障がいの診断、脳性麻痺や脊髄損傷に伴う合併症や二次障がいの治療に取り組んでいます。

### <障がい者歯科>

障がい者歯科の診療は、知的障がい、自閉症、ダウン症、脳性麻痺、脳卒中後遺症、脊髄損傷や頭部外傷の後遺症などの障がいがあるために歯科治療が難しい方を対象にしています。

●治療困難のため他の医療機関（歯科、医科）より紹介された方

●身体障がい者手帳1級、2級または療育手帳Aをお持ちの方

なお、これよりも軽度な障がいであっても、てんかん、心臓疾患、人工透析など重度な合併症を有する方は対象となります。

●就学前の通園施設等に通う障がいのある子ども

障がいのある方の歯科診療は、特別な配慮が必要です。治療が苦手な方には心理的なアプローチを用いたトレーニングを行ったり、絵カード・写真カードを用いた視覚的支援などを行っています。治療時には、安全に治療を行うために様々な方法を用います。どの方法で治療するかについては、患者様本人や保護者の方とよく相談して決めさせていただきます。むし歯や歯周病は進行するにつれて治療が難しくなります。しかし、これらの病気は、口の中の衛生状態を改善し、適切な予防処置を行うことによって、発生や進行を抑えることが可能です。むし歯が見つかる前から歯科を受診して歯みがきなどの衛生指導を受けられることをお勧めします。歯科治療がいったん終わった方は、定期的に歯科を受診することにより、むし歯や歯周病の予防や早期発見ができるようにしています。まずは電話でご相談ください。

### <障がい者外来>

知的障がい等のために行動障がいやコミュニケーション等に支障があり、地域の医療機関で診療することが困難な障がい者が受診しやすい環境をつくるため、「障がい者外来」を設置します。

また、他の公立病院をはじめ地域の医療機関においても障がい者医療が実施されるよう必要な情報を提供していきます。

### 【問い合わせ先】

大阪府立急性期・総合医療センター TEL：06-6692-1201（代表）

## (2) 大阪府立障がい者自立センター

障がい者の身体機能や社会生活力を高めるための支援を行い、利用者の個性と自立生活に向けた可能性を大切にしながら、地域での豊かな社会生活の実現に向けて、利用者の立場に立ったサービスを提供しています。

【問い合わせ先】

大阪府立障がい者自立センター 企画調整課 TEL : 06-6692-3921

### 《利用対象者》

#### 日中活動支援

- ・機能訓練

身体障がい者手帳をお持ちで、肢体障がい等のある方

- ・生活訓練

高次脳機能障がいのある方

#### 夜間支援

- ・施設入所支援

機能訓練または生活訓練を受けられている方

※ 定員 90名

### 《利用基準》

#### 脳血管疾患等

排泄動作、食事動作、施設内の移動等がほぼ一人でできる方又は、短期でできるようになると見込まれる方

#### 高次脳機能障がい

日常生活動作がほぼ一人でできる方又は、短期でできるようになると見込まれる方

#### 脊髄損傷等

膀胱・直腸障がいに対する医学的管理が整い、排尿・排便のリズムがコントロールされているか、短期で獲得が見込まれる方

#### 脳性まひ等

排泄動作、食事動作、施設内の移動等がほぼ一人でできる方

### 《利用期間》

1年を標準とします。

### 《共通プログラム》

- ・身体機能訓練・身辺動作訓練・外出訓練・調理訓練・作業訓練・職能評価・健康管理・スポーツなど

### 《障がいの特性に応じたプログラム》

#### 脳血管疾患等

- ・生活訓練・家事訓練
- ・グループカウンセリング など

#### 高次脳機能障がい

- ・パソコン認知訓練
- ・メモリーノート
- ・グループカウンセリング
- ・情報提供・外出移動訓練 など

#### 脊髄損傷等

- ・身辺動作訓練  
(①排泄②入浴③食事)
- ・スポーツ訓練 など

#### 脳性まひ等

- ・生活知識・福祉情報
- ・グループカウンセリング
- ・電動車いすサッカー など



### (3) 大阪府障がい者自立相談支援センター

#### ①地域支援課

##### 【業務内容】

障がい者の地域生活への移行を推進するため、個別支援計画等の作成支援や相談支援従事者研修等の人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進し、地域生活を支援します。

また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行います。

【問い合わせ先】 TEL：06-6692-5261（地域支援課）  
TEL：06-6692-5264（手帳発行関係）

#### ②身体障がい者支援課

##### 【業務内容】

身体障がい者更生相談所業務及び高次脳機能障がい支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施します。

##### （身体障がい者更生相談所の業務概要）〔身体障害者福祉法11条による設置〕

専門的相談、判定（医学的・心理学的及び職能判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、施設利用調整、市町村相互間の連絡調整、関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施

【問い合わせ先】 TEL：06-6692-5262（身体障がい者支援課）

#### ③知的障がい者支援課

##### 【業務内容】

知的障がい者更生相談所の業務及び発達障がいを伴う知的障がい者の支援に取り組みます。

##### （知的障がい者更生相談所の業務概要）〔知的障害者福祉法12条による設置〕

専門的相談指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）、出張判定、市町村職員研修、施設利用調整、市町村相互間の連絡調整、関係機関（施設・支援学校等）との連携・支援、広報・啓発等を実施

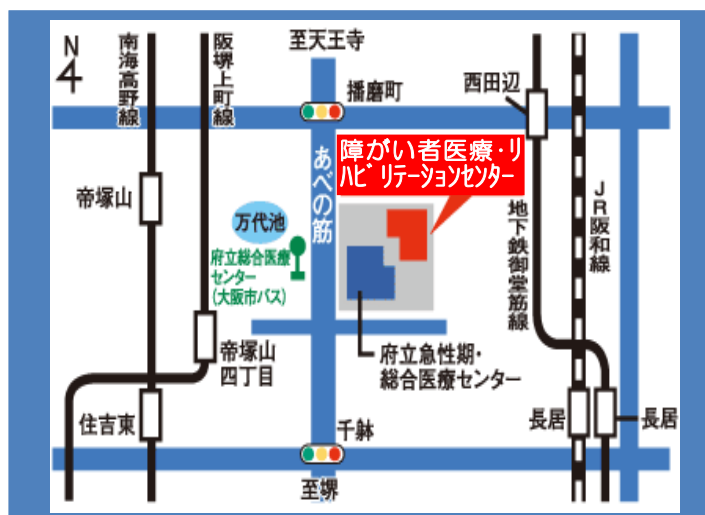
【問い合わせ先】 TEL：06-6692-5263（知的障がい者支援課）

#### (4) 障がい者医療・リハビリテーションセンターへのアクセス

##### ■所在地

〒558-0001

大阪市住吉区大領3丁目2番36号



##### ■電車・バスでお越しの方

- ①大阪市バス「府立総合医療センター」下車すぐ  
\*天王寺駅前「あべの橋」バス停から  
系統62、63A「住吉車庫」行き  
系統63「浅香」 系統64「おりおの橋」
- ②阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車  
約0.8Km
- ③南海高野線「帝塚山」下車  
約1.1Km
- ④JR阪和線「長居」下車  
約1.7Km
- ⑤地下鉄御堂筋線「長居」下車  
約2.0Km





## 16. 脊髄損傷者のための支援、冊子

脊髄損傷者を対象とした支援等をご紹介します。

### (1) ピア・サポート

脊髄損傷者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。  
(脊損ピア・マネジャーとは→P 58)

**【問い合わせ先】**

大阪脊髄損傷者協会 (P 58)

### (2) 脊髄損傷者生活行動訓練事業

社会生活に即応できるよう車いす生活訓練とピアサポートを行っています。

**【問い合わせ先】**

大阪脊髄損傷者協会 (P 58)

### (3) 脊損ケア手帳

脊髄損傷の医療的知識やリハビリテーション等について書かれた冊子です。  
社団法人 大阪脊髄損傷者協会が大阪府の委託により作成しています。

**【リンク先】**

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/sekison-tetyou.html>

(検索ワード:「大阪府 脊損ケア手帳」)

**【問い合わせ先】**

大阪脊髄損傷者協会 (P 58)

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

TEL : 06-6944-6671 (直通)

FAX : 06-6944-2237



## 17. 脊損ピア・マネジャー



### 脊損ピア・マネジャーとは

仲間を支援する（ピア・サポート）、相談する（カウンセリング）、専門的に助言や支援する（コンサルティング）、自律的に問題の解決を図ることを支援する（コーチング）技術や方法と、脊損に関する知識や情報を学んだ、専門的で熟練した患者（エキスパート・ペイシェント）のことでです。

身体・内臓的機能不全や医療的自己管理が必要な脊損仲間（ピア）の先輩として、相談しやすい脊損のお兄さんやお姉さんとして、あるいは頼れる家庭教師のように、個対個（パーソン・ツー・パーソン）のコンサルティング（専門的相談や指導）とガイド（案内）活動で、道先案内になったり、悩みを聞いたり、夢や希望をさせるための情報や方法を提供したり、関係者や関係する機関を紹介したり調整したりします。

障がいの程度、男性・女性、年齢にあわせて、脊損に関する治療やリハビリテーションのこと、学校や仕事に関すること、身の回りの生活のこと、家族のこと、恋愛や結婚、レクリエーションのこと、人生のことなど、身近なことから将来を切り開くことまで、どんなことでもご相談ください。きっと力になります。

### 脊髄損傷者のためのピア・サポートプログラム

日時：毎週水曜日・午後2時～午後5時

（日程が変わる場合があります。事前に確認ください）

場所：大阪府立障がい者自立センター3階エレベーター前

「脊損協会ピア・サポート室」

（〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号）

内容：1. 相談・支援（脊損ピア・マネジャーがおります）

2. パソコン自習訓練 パソコン操作などの自習用各種プログラムソフトを用意。  
意識や思考を活性化させるゲームソフトを用意。

3. 情報提供（各種ビデオや資料の閲覧）  
脊損に関することや、社会参加のための書籍や資料や映像。

4. 個別相談（プライバシーは守られます） 個別相談は事前予約制です。

下記の協会宛にメールか留守番電話・ファクスで、氏名、ご希望日時、連絡先、障がいの程度、受傷年月日をお知らせください。調整の上ご連絡致します。

ピア・マネジャー等に関するお問い合わせは…

社団法人 大阪脊髄損傷者協会

e-mail osaka.sci@gmail.com

住 所 〒573-0145 枚方市大峰南町18-18

Tel & fax 072-859-5219 [留守録電話ファクス]

ホームページ <http://sekison-osaka.sakura.ne.jp/>



# 相 談 窓 口 一 覧



## 福祉事務所・町村障がい福祉担当課

福祉事務所等名称	所在地	電話番号	FAX 番号
岸和田市 福祉事務所	〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1	072-423-9469	072-431-0580
豊中市 福祉事務所	〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2266	06-6858-1122
池田市 福祉事務所	〒563-8666 池田市城南 1-1-1	072-754-6255	072-752-5234
吹田市 福祉事務所	〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1231	06-6385-1031
泉大津市 社会福祉事務所	〒595-8686 泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131	0725-33-1178
貝塚市 福祉事務所	〒597-8585 貝塚市畠中 1-10-1	072-433-7012	072-433-1082
守口市 福祉事務所	〒570-8666 守口市京阪本通 2-2-5	06-6992-1630 06-6992-1635	06-6991-2494
枚方市 福祉事務所	〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1221	072-841-5123
茨木市 福祉事務所	〒567-8505 茨木市駅前 3-8-13	072-620-1636	072-627-1692
八尾市 福祉事務所	〒581-0003 八尾市本町 1-1-1	072-924-3838	072-922-4900
泉佐野市 福祉事務所	〒598-8550 泉佐野市市場東 1-295-3	072-463-1212	072-463-8600
富田林市 福祉事務所	〒584-8511 富田林市常盤町 1-1	0721-25-1000	0721-25-3123
寝屋川市 福祉事務所	〒572-8533 寝屋川市池田西町 28-22	072-824-1181	072-826-1860
河内長野市 福祉事務所	〒586-8501 河内長野市原町 1-1-1	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市 福祉事務所	〒580-8501 松原市阿保 1-1-1	072-334-1550	072-337-3007
大東市 福祉事務所	〒574-8555 大東市谷川 1-1-1	072-870-9630	072-873-3838

福祉事務所等名称	所在地	電話番号	FAX 番号
和泉市 福祉事務所	〒594-8501 和泉市府中町 2-7-5	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市 福祉事務所	〒562-0014 箕面市萱野 5-8-1	072-727-9506	072-727-3539
柏原市 福祉事務所	〒582-8555 柏原市安堂町 1-55	072-972-1501	072-972-2200
羽曳野市 福祉事務所	〒583-8585 羽曳野市萱田 4-1-1	072-958-1111	072-957-1238
門真市 福祉事務所	〒571-8585 門真市中町 1-1	06-6902-6154	06-6905-9510
摂津市 福祉事務所	〒566-8555 摂津市三島 1-1-1	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市 福祉事務所	〒592-8585 高石市加茂 4-1-1	072-265-1001	072-265-3100
藤井寺市 福祉事務所	〒583-8583 藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1106	072-952-9503
泉南市 福祉事務所	〒590-0592 泉南市樽井 1-1-1	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市 福祉事務所	〒575-8501 四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121	072-879-2596
交野市 福祉事務所	〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400	072-891-6241
大阪狭山市 福祉事務所	〒589-8501 大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0011	072-366-9696
阪南市 福祉事務所	〒599-0292 阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678	072-471-1038
島本町 福祉事務所	〒618-8570 島本町桜井 2-1-1	075-962-7460	075-962-5652
豊能町 高齢障害福祉課	〒563-0292 豊能町余野 414-1	072-739-3421	072-739-3052
能勢町 住民福祉課	〒563-0392 能勢町宿野 28	072-734-0157	072-734-1100
忠岡町 いきがいの支援課	〒595-0805 忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122	0725-22-1129

福祉事務所等名称	所在地	電話番号	FAX 番号
熊取町 福祉課	〒590-0451 熊取町野田 1-1-8	072-452-6289	072-453-7196
田尻町 福祉課	〒598-0091 田尻町嘉祥寺 883-1	072-466-8813	072-466-8841
岬町 地域福祉課	〒599-0392 岬町深日 2000-1	072-492-2700	072-492-5814
太子町 福祉室	〒583-8580 太子町大字山田 88	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町 高齢障がい福祉課	〒585-8585 河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村 健康福祉課	〒585-8501 千早赤阪村大字水分 180	0721-72-0081	0721-70-2021

大阪市 障害福祉課 障害支援課 障害施設課	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-8071 06-6208-7986 06-6208-8075	06-6202-6962
堺市 障害施策推進課 障害者支援課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7818 072-228-7510	072-228-8918
高槻市 障害福祉課	〒569-0067 高槻市桃園町 2-1	072-674-7164	072-674-7188
東大阪市 障害者支援室	〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3183 06-4309-3184	06-4309-3815

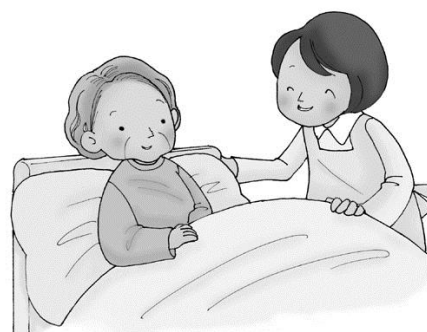
## 市町村介護保険担当窓口

圏域※	団体名	部 課 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
	大阪府	福祉部高齢介護室 介護支援課	06-6944-6668 06-6941-0513	〒540-8570 中央区大手前 2-1-22
	大阪市	健康福祉局高齢者施策部 介護保険課	06-6208-8028 06-6201-5175	〒530-8201 北区中之島 1-3-20
豊 能	豊中市	健康福祉部福祉事務所 高齢施策課	06-6858-2837 06-6858-3611	〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
	池田市	保健福祉部高齢介護課	072-752-1111 072-751-8505	〒563-8666 池田市城南 1-1-1
	吹田市	福祉保健部高齢者くらし 支援室介護保険課	06-6384-1231 06-6368-7348	〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40
	箕面市	健康福祉部介護保険・ 事業者指導担当	072-727-9559 072-727-3539	〒562-0014 箕面市萱野 5-8-1
	豊能町	生活福祉部 高齢障害福祉課	072-739-0001 072-739-1980	〒563-0292 豊能町余野 414-1
	能勢町	能勢町 保健福祉センター	072-731-2150 072-731-2151	〒563-0351 能勢町栗栖 82-1
三 島	高槻市	保健福祉部保険医療室 介護保険課	072-674-7167 072-674-7183	〒569-0067 高槻市桃園町 2-1
	茨木市	健康福祉部高齢介護課	072-620-1639 072-622-5950	〒567-8505 茨木市駅前 3-8-13
	摂津市	保健福祉部高齢介護課	06-6383-1111 06-6383-9031	〒566-8555 摂津市三島 1-1-1
	島本町	民生部高齢福祉課	075-962-2864 075-962-5652	〒618-8570 島本町桜井 2-1-1



圏域※	団体名	部 課 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地	
北 河 内	くすのき 広域連合 (※)	総務課	06-6995-1515 06-6995-1133	〒570-0033 守口市大宮通 1-13-7 市民保健センター内	
	守口 支所	福祉部高齢介護課	06-6992-1613 06-6995-2011	〒570-8666 守口市京阪本通 2-2-5	
	門真 支所	健康福祉部高齢福祉課	06-6780-5200 06-6780-5201	〒571-8585 門真市中町 1-1	
	四條畷 支所	健康福祉部高齢福祉課	072-877-2121 072-863-6601	〒575-8501 四條畷市中野本町 1-1	
	枚方市	健康部高齢社会室	072-841-1221 072-844-0315	〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20	
	寝屋川市	保健福祉部高齢介護室	072-838-0518 072-838-0102	〒572-8533 寝屋川市池田西町 28-22 市立保健福祉センター内	
	大東市	保健医療部介護保険課	072-872-2181 072-872-8080	〒574-8555 大東市谷川 1-1-1	
	交野市	保健福祉部高齢介護課	072-893-6400 072-895-6065	〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1 交野市立保健福祉 総合センター (ゆうゆうセンター) 内	
	中 河 内	八尾市	健康福祉部介護保険課	072-924-9360 072-924-1005	〒581-0003 八尾市本町 1-1-1
		柏原市	健康福祉部高齢介護課	072-972-1501 072-970-3081	〒582-8555 柏原市安堂町 1-55
東大阪市		健康福祉局福祉部 高齢介護室高齢介護課	06-4309-3185 06-4309-3848	〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1	

圏域※	団体名	部 課 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
南 河 内	富田林市	健康推進部高齢介護課	0721-25-1000 0721-20-2113	〒584-8511 富田林市常盤町 1-1
	河内長野市	健康増進部介護高齢課	0721-53-1111 0721-50-1088	〒586-8501 河内長野市原町 1-1-1
	松原市	健康部高齢介護課	072-334-1550 072-337-3052	〒580-8501 松原市阿保 1-1-1
	羽曳野市	保健福祉部保険健康室 高年介護課	072-958-1111 072-950-2536	〒583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1
	藤井寺市	健康福祉部高齢介護課	072-939-1111 072-952-9503	〒583-8583 藤井寺市岡 1-1-1
	大阪狭山市	保健福祉部 高齢介護グループ	072-366-0011 072-366-9696	〒589-8501 大阪狭山市狭山 1-2384-1
	太子町	健康福祉部福祉室 高齢介護グループ	0721-98-5538 0721-98-2773	〒583-8580 太子町大字山田 88
	河南町	健康福祉部 高齢障がい福祉課	0721-93-2500 0721-93-4691	〒585-8585 河南町大字白木 1359-6
	千早赤阪村	健康福祉課	0721-72-0081 0721-70-2021	〒585-8501 千早赤阪村大字水分 180
堺市	健康福祉局長寿社会部 介護保険課	072-228-7513 072-228-7853	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	



圏域※	団体名	部 課 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
泉 州	岸和田市	保健福祉部介護保険課	072-423-2121 072-423-6927	〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1
	泉大津市	健康福祉部高齢介護課	0725-33-1131 0725-20-3129	〒595-8686 泉大津市東雲町 9-12
	貝塚市	健康福祉部高齢介護課	072-423-2151 072-430-4775	〒597-8585 貝塚市畠中 1-17-1
	泉佐野市	健康福祉部介護保険課	072-463-1212 072-462-1070	〒598-8550 泉佐野市市場東 1-295-3
	和泉市	生きがい健康部 高齢介護室介護保険担当	0725-41-1551 0725-40-3441	〒594-8501 和泉市府中町 2-7-5
	高石市	保健福祉部高齢介護・ 障害福祉課	072-265-1001 072-265-3100	〒592-8585 高石市加茂 4-1-1
	泉南市	健康福祉部 高齢障害介護課	072-483-8253 072-480-2134	〒590-0592 泉南市樽井 1-1-1
	阪南市	健康部介護保険課	072-471-5678 072-473-3504	〒599-0201 阪南市尾崎町 35-1
	忠岡町	健康福祉部 いきがい支援課	0725-22-1122 0725-22-1129	〒595-0805 忠岡町忠岡東 1-34-1
	熊取町	健康福祉部高齢介護課	072-452-6297 072-453-7196	〒590-0451 熊取町野田 1-1-8 熊取ふれあいセンター内
	田尻町	民生部福祉課	072-466-8813 072-466-8841	〒598-0091 田尻町大字嘉祥寺 883-1 田尻町総合保健福祉センター内
	岬町	しあわせ創造部 高齢福祉課	072-492-2703 072-492-5814	〒599-0392 岬町深日 2000-1

※くすのき広域連合とは、介護保険の事業を共同で行うために守口市、門真市、四條畷市が設立する広域連合です。

※「圏域」とは、大阪府高齢者保健福祉圏のことです。

## 年金事務所

名称	所在地	電話番号 F A X 番号	管轄区域	
			健康保険 ・厚生年金保険	国民年金
大手前	〒541-0056 中央区久太郎町 2-1-30 船場ダイヤモンドビル 6～8 階	06-6271-7301 06-6261-8738	中央区の一部 (旧東区)	中央区、 都島区
今里	〒537-0014 東成区大今里西 2-1-8	06-6972-0161 06-6971-4138	東成区、 生野区	東成区、 生野区
天満	〒530-0041 北区天神橋 4-1-15	06-6356-5511 06-6356-5538	北区の一部 (旧北区)	北区
淀川	〒532-8540 淀川区西中島 4-1-1 日清食品ビル 2～3 階	06-6305-1881 06-6305-4838	北区の一部 (旧大淀区)、 東淀川区、 淀川区	東淀川区、 淀川区
福島	〒553-8585 福島区福島 8-12-6	06-6458-1855 06-6458-3838	福島区、 西淀川区	福島区、 西淀川区
堀江	〒550-0014 西区北堀江 3-10-1	06-6531-5241 06-6531-0838	西区	西区、 大正区
天王寺	〒543-8588 天王寺区悲田院町 7-6	06-6772-7531 06-6772-3338	天王寺区、 阿倍野区、 富田林市、 河内長野市、 松原市、 羽曳野市、 藤井寺市、 大阪狭山市、 南河内郡	天王寺区、 阿倍野区、 富田林市、 河内長野市、 松原市、 羽曳野市、 藤井寺市、 大阪狭山市、 南河内郡
貝塚	〒597-8686 貝塚市海塚 305-1	072-431-1122 072-431-3038	貝塚市、 岸和田市、 泉佐野市、 泉南市、 阪南市、 泉南郡	貝塚市、 岸和田市、 泉佐野市、 泉南市、 阪南市、 泉南郡
難波	〒556-8585 浪速区敷津東 1-6-16	06-6633-1231 06-6633-0638	浪速区、 中央区の一部 (旧南区)	浪速区

名称	所在地	電話番号 F A X 番号	管轄区域	
			健康保険 ・厚生年金保険	国民年金
城東	〒536-8511 城東区中央 1-8-19	06-6932-1161 06-6931-4738	城東区、 都島区、 旭区、 鶴見区	城東区、 旭区、 鶴見区
東大阪	〒577-8554 東大阪市永和 1-15-14	06-6722-6001 06-6725-0838	東大阪市	東大阪市
吹田	〒564-8564 吹田市片山町 2-1-18	06-6821-2401 06-6821-3838	吹田市、 高槻市、 茨木市、 摂津市、 三島郡	吹田市、 高槻市、 茨木市、 摂津市、 三島郡
守口	〒570-0028 守口市本町 2-5-18 守口 C I D ビル 5~6 階	06-6992-3031 06-6992-6038	守口市、 大東市、 門真市	守口市、 大東市、 門真市
市岡	〒552-0003 港区磯路 3-25-17	06-6571-5031 06-6571-6238	港区、 大正区、 此花区	港区、 此花区
玉出	〒559-8560 住之江区北加賀屋 2-3-6	06-6682-3311 06-6682-4638	西成区、 住吉区、 住之江区	西成区、 住吉区、 住之江区
平野	〒547-8588 平野区喜連西 6-2-78	06-6705-0331 06-6797-6638	東住吉区、 平野区	東住吉区、 平野区
八尾	〒581-8501 八尾市桜ヶ丘 1-65	072-996-7711 072-996-7838	八尾市、 柏原市	八尾市、 柏原市
豊中	〒560-8560 豊中市岡上の町 4-3-40	06-6848-6831 06-6854-3638	豊中市、 池田市、 箕面市、 豊能郡	豊中市、 池田市、 箕面市、 豊能郡
枚方	〒573-1191 枚方市新町 2-2-8	072-846-5011 072-846-2638	枚方市、 寝屋川市、 四條畷市、 交野市	枚方市、 寝屋川市、 四條畷市、 交野市
堺東	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-23	072-238-5101 072-221-1238	堺市の堺区、 中区、東区、 南区、北区、 美原区	堺市
堺西	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西 4-2-18	072-243-7900 072-280-6901	堺市の西区、 泉大津市、 和泉市、 高石市、 泉北郡	泉大津市、 和泉市、 高石市、 泉北郡

## 府の税務機関

課所名		所在地（担当区域）	電話番号 FAX番号
府 庁	税務室	〒559-8555 住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 1 8 階	06-6941-0351 06-6210-9932
	中 央	〒540-8507 中央区内本町 2-1-10 (中央区)	06-6941-7951 06-6942-6151
府 税 務 所	なにわ 北	〒530-8502 北区西天満 3-5-24 (北区、淀川区、東淀川区)	06-6362-8611 06-6362-6760
	なにわ 西	〒550-8505 西区本田 1-6-16 (福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区)	06-6581-1221 06-6581-9543
	なにわ 東	〒536-8501 城東区中央 3-5-20 (都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区)	06-6934-3451 06-6932-1757
	なにわ 南	〒545-8558 阿倍野区三明町 2-10-21 (天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区、西成区) ※H24.4 に右記住所へ移転します。(天王寺区伶人町 2-7)	06-6621-1361 06-6621-0682
	三 島	〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)	072-627-1121 072-623-6344
	豊 能	〒563-8588 池田市城南 1-1-1 (豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	072-752-4111 072-753-5882
	泉 北	〒590-8558 堺市堺区中安井町 3-4-1 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)	072-238-7221 072-222-6536
	泉 南	〒596-8520 岸和田市野田町 3-13-2 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 熊取町、田尻町、岬町)	072-439-3601 072-423-1962
	南河内	〒584-8531 富田林市寿町 2-6-1 (富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	0721-25-1131 0721-25-2192

	中河内	〒577-8509 東大阪市御厨栄町 4-1-16 (八尾市、松原市、柏原市、東大阪市)	06-6789-1221 06-6789-7442
	北河内	〒573-8501 枚方市大垣内町 2-15-1 (守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市)	072-844-1331 072-846-3988

課 所 名		所在地 (担当区域)	電話番号 F A X 番号	
自動車 税 事 務 所	分 室	大阪	〒536-0016 城東区蒲生 2-10-28 (大阪府内全域) ※H24.4に右記住所へ移転します。(天王寺区伶人町 2-7) [毎年5月に課税する自動車税及び軽自動車に係る自動車取得税]	06-6939-1381 06-6930-0137
		寝屋川	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町 13-2 (豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、 茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、 摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、 能勢町) [登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税(軽自動車に係る自動車取得税は除く)]	072-823-1801 072-820-1143
		和泉	〒594-0011 和泉市上代町 (堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、 河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、 田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村) [登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税(軽自動車に係る自動車取得税は除く)]	0725-41-1327 0725-43-4541
	なにわ	〒559-0031 住之江区南港東 3-1-14 (大阪市) [登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税(軽自動車に係る自動車取得税は除く)]	06-6612-7251 06-6613-6077	

※自動車税に関する制度や各種手続については、

**自動車税コールセンター 0570-020156** までお問い合わせください。

PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6375-0604にお願いします。

※利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、軽油引取税及び狩猟税に関する事務については、中央府税事務所において取り扱います。

## 障害者就業・生活支援センター

名称	対象地域	所在地	TEL FAX
大阪市障害者就業・生活支援センター	大阪市	大阪市天王寺区東上町 4-17	06-6776-7336 06-6776-7338
北河内東障害者就業・生活支援センター	大東市、四條畷市、交野市	大東市末広町 15-6	072-871-0047 072-889-2365
堺市障害者就業・生活支援センター	堺市	堺市南区桃山台 1-23-1	072-292-1826 072-291-1252
南河内南障害者就業・生活支援センター	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	河内長野市西之山町 2-21	0721-53-6093 0721-53-6095
すいた障害者就業・生活支援センター	吹田市	吹田市元町 19-15 丸ビル1階	06-6317-3749 06-4867-3030
高槻市障害者就業・生活支援センター	高槻市、島本町	高槻市城北町 1-7-16 リーベン城北2階	072-662-4510 072-662-4700
八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	八尾市、柏原市	八尾市楽音寺 1-84	072-940-1215 072-940-1213
とよなか障害者就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ・緑地1階	06-4866-7100 06-4866-7755
東大阪市障害者就業・生活支援センター	東大阪市	東大阪市高井田元町 1-2-13	06-6789-0374 06-6789-2151
枚方市障害者就業・生活支援センター	枚方市	枚方市大垣内町 2-1-20 枚方市役所別館1階	090-2064-2188 (相談専用) 072-848-8911
南河内北障害者就業・生活支援センター	松原市、羽曳野市、藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-3 セシル古市 103	072-957-7021 072-957-1604
寝屋川市障害者就業・生活支援センター	寝屋川市	寝屋川市本町 1-2	072-822-0502 090-4569-0706 (相談専用) 072-822-0522
泉州中障害者就業・生活支援センター	岸和田市、貝塚市	貝塚市畠中 1-3-10	072-422-3322 072-433-9923
茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	茨木市、摂津市	摂津市香露園 34-1 摂津市障害者総合支援センター内	072-653-1212 072-664-0321
北河内西障害者就業・生活支援センター	守口市、門真市	守口市日吉町 1-2-12	06-6994-3988 06-6994-3988
泉州北障害者就業・生活支援センター	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	和泉市府中町 1-8-3 和泉ショッピングセンター内	0725-26-0222 0725-26-0031
泉州南障害者就業・生活支援センター	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野人権文化センター内	072-463-7867 072-463-7890
豊能北障害者就業・生活支援センター	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市稲 1-11-2	072-723-8801 072-723-8803



## ハローワーク(公共職業安定所)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
大阪東	〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1~3F (管轄区域：中央区(ハローワーク大阪西の管轄区域を除く)、東成区、天王寺区、城東区、鶴見区、生野区)	06-6942-4771	06-6942-4784
梅田	〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F (管轄区域：北区、都島区、旭区、此花区、福島区、西淀川区)	06-6344-8609	06-6344-0840
大阪西	〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34 (管轄区域：西区、浪速区、中央区(安堂寺町、上本町西、東平、上汐、中寺、松屋町、瓦屋町、高津、南船場、島之内、道頓堀、千日前、難波千日前、難波、日本橋、東心斎橋、心斎橋筋、西心斎橋、宗右衛門町、谷町6~9丁目)、港区、大正区)	06-6582-5271	06-4393-0577
阿倍野	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス8F (管轄区域：阿倍野区、西成区、住吉区、東住吉区、平野区、住之江区)	06-6631-1675	06-6631-2421
淀川	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11 (管轄区域：東淀川区、淀川区、吹田市)	06-6302-4771	06-6886-3868
布施	〒577-8585 東大阪市長栄寺7-6 (管轄区域：東大阪市、八尾市)	06-6782-4221	06-6783-6768
堺	〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8F (管轄区域：堺市)	072-238-8301	072-238-8311

名称	所在地	電話番号	FAX番号
岸和田	〒596-0826 岸和田市作才町1264 (管轄区域：岸和田市、貝塚市)	072-431-5541	072-423-8609
池田	〒563-0058 池田市栄本町12-9 (管轄区域：池田市、豊中市、箕面市、豊能郡)	072-751-2595	072-751-5848
泉大津	〒595-0025 泉大津市旭町22-9 (管轄区域：泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡)	0725-32-5181	0725-22-2226
河内 柏原	〒582-0003 柏原市堂島町1-22 (管轄区域：柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市)	072-972-0081	072-970-0270
枚方	〒573-8566 枚方市大垣内町2-9-21 (管轄区域：枚方市、寝屋川市、交野市)	072-841-3363	072-841-1101
泉佐野	〒598-0007 泉佐野市上町2-1-20 (管轄区域：泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡)	072-463-0565	072-462-8689
茨木	〒567-0885 茨木市東中条町1-12 (管轄区域：茨木市、高槻市、摂津市、三島郡)	072-623-2551	072-623-2896
河内 長野	〒586-0025 河内長野市昭栄町7-2 (管轄区域：河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡)	0721-53-3081	0721-53-3194
門真	〒571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F (管轄区域：守口市、大東市、門真市、四條畷市)	06-6906-6831	06-6908-8943

## 地域就労支援センター

市町村名	所在地	電話番号
大阪市	大阪市浪速区木津川 2-3-8 A' ワーク創造館内	06-6567-6890
堺市	堺市堺区大仙西町 2-69-9 (財)堺市就労支援協会内	072-244-3711
岸和田市	岸和田市沼町 25-13 岸和田市立労働会館内	072-423-8895
豊中市	豊中市三和町 1-1-63 豊中市立労働会館内	06-6334-5211
	豊中市北桜塚 2-2-1 生活情報センターくらしかん内	06-6858-6861
池田市	池田市栄本町 9-1 池田市立コミュニティセンター内	072-751-0574
吹田市	吹田市片山町 1-1 メロード吹田一番館内	06-6170-8972
	吹田市岸部中 1-22-2 吹田市交流活動館内	06-6388-5791
泉大津市	泉大津市下条町 11-28 泉大津市立勤労青少年ホーム内	0725-23-8689
高槻市	高槻市桃園町 2-1 高槻市役所都市産業部農林商工観光室労働福祉課内	072-674-7455
貝塚市	貝塚市畠中 1-17-1 貝塚市役所環境生活部商工課内	072-433-7193
守口市	守口市河原町 10-15 テルプラザ 2階 ラ・ポール	06-6992-1290
枚方市	枚方市岡東町 12-1-502 枚方人権まちづくり協会内	072-844-8788
茨木市	茨木市駅前 3-8-13 茨木市役所産業環境部商工労政課内	072-620-1620
八尾市	八尾市光町 2-60 八尾市ワークサポートセンター内	072-929-0040
	八尾市桂町 2-37 桂人権コミュニティセンター内	072-922-1827
	八尾市安中町 8-5-30 安中人権コミュニティセンター内	072-922-1892
泉佐野市	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立泉佐野人権文化センター内	072-464-5726
	泉佐野市上瓦屋 610 泉佐野市立下瓦屋人権文化センター内	072-463-1438
	泉佐野市南中樫井 476-2 泉佐野市立樫井人権文化センター内	072-466-6464

市町村名	所在地	電話番号
富田林市	富田林市若松町 1-9-12 富田林市立人権文化センター内	0721-24-3700
寝屋川市	寝屋川市明和 1-13-23 寝屋川市立いきいき文化センター内	072-822-3311
	寝屋川市東大和町 2-14 寝屋川市立産業振興センター内	072-828-0761
河内長野市	河内長野市原町 1-1-1 河内長野市役所産業振興部商工観光課内	0721-53-1111 (内 480)
松原市	松原市阿保 1-1-1 松原市役所市民生活部経済振興課内	072-334-1550
大東市	大東市野崎 1-24-1 野崎人権文化センター内	072-879-1818
	大東市北条 3-10-5 北条人権文化センター内	072-877-5050
	大東市住道 2-2 大東サンメイツ 2 番館 4 階 ワークサポート大東内	072-870-5370
和泉市	和泉市府中町 2-7-5 和泉市役所環境産業部労働政策課内	0725-41-1551
	和泉市伯太町 6-1-20 和泉市立人権文化センター内	0725-44-0030
	和泉市いぶき野 5-4-7 和泉シティプラザ南館 2 階	0725-57-9800
箕面市	箕面市西小路 4-6-1 箕面市役所地域創造部商工観光課内	072-724-6727
	箕面市萱野 1-19-4 箕面市立萱野中央人権文化センター内	072-722-7400
	箕面市桜ヶ丘 4-19-3 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター内	072-721-4800
柏原市	柏原市大正 2-10-1 柏原市立勤労者センター内	072-972-5573
羽曳野市	羽曳野市向野 2-9-7 羽曳野市立人権文化センター内	072-937-0860
	羽曳野市誉田 4-1-1 羽曳野市役所生活環境部産業振興課内	072-958-1111 (内 2770)
門真市	門真市中町 1-30 門真市役所市民生活部人権政策課内	06-6902-6079
摂津市	摂津市三島 1-1-1 摂津市役所生活環境部産業振興課内	06-6383-1362
高石市	高石市加茂 4-1-1 高石市役所政策推進部経済課内	072-265-1001
藤井寺市	藤井寺市岡 1-1-1 藤井寺市役所市民生活部経済観光課内	072-939-1111

市町村名	所在地	電話番号
東大阪市	東大阪市高井田元町 2-1-8 (財)東大阪市雇用開発センター内	06-6788-4580
	東大阪市長瀬町 3-4-3 長瀬人権文化センター内	06-6727-1920
	東大阪市荒本 2-6-1 荒本人権文化センター内	06-6784-5811
泉南市	泉南市樽井 9-16-2 泉南市立人権ふれあいセンター内	072-485-1401
四條畷市	四條畷市中野本町 1-1 四條畷市役所市民生活部産業労働観光課内	072-877-2121
交野市	交野市私部 1-1-1 交野市役所地域社会部みんなの活力課内	072-892-0121
大阪狭山市	大阪狭山市狭山 1-2384-1 大阪狭山市役所市民部農政商工グループ内	072-366-6789
阪南市	阪南市尾崎町 35-1 阪南市役所市民部商工労働観光課内	072-471-5678 (内 2456)
島本町	三島郡島本町広瀬 2-22-27 島本町立人権文化センター内	075-961-7830
豊能町	豊能郡豊能町余野 414-1 豊能町役場建設環境部農林商工課内	072-739-3424
能勢町	豊能郡能勢町宿野 28 能勢町役場環境創造部地域振興課内	072-734-3976
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1 忠岡町産業まちづくり部産業振興課内	0725-22-1122
熊取町	泉南郡熊取町野田 1-1-1 熊取町役場住民部にぎわい創造課内	072-452-6085
田尻町	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 883-1 田尻町総合保健福祉センター内	072-466-5018
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川 1905-22 岬町文化センター内	072-492-0341
太子町	南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町役場まちづくり推進部地域整備室内	0721-98-5521
河南町	南河内郡河南町大字白木 1359-6 河南町役場まち創造部まちづくり推進課内	0721-93-2500
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪村大字水分 180 千早赤阪村役場産業振興課内	0721-72-0081

## 市町村社会福祉協議会

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
堺市	590-0078	堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館内	072-232-5420 072-221-7409
岸和田市	596-0076	岸和田市野田町 1-5-5 福祉総合センター内	072-437-8854 072-431-1500
豊中市	560-0023	豊中市岡上の町 2-1-15 豊中市すこやかプラザ内	06-6841-9393 06-6841-2388
池田市	563-0025	池田市城南 3-1-40 池田市保健福祉総合センター内	072-751-0421 072-753-3444
吹田市	564-0072	吹田市出口町 19-2 総合福祉会館内	06-6339-1205 06-6339-1202
泉大津市	595-0026	泉大津市東雲町 9-15 総合福祉センター 内	0725-23-1393 0725-23-1394
高槻市	569-0067	高槻市桃園町 2-1 総合センター内 8 F	072-674-7496 072-661-4901
貝塚市	597-0072	貝塚市畠中 1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	0724-39-0294 0724-39-0035
守口市	570-0083	守口市京阪本通 2-13-1 さつきホールもりぐち内	06-6992-2715 06-6993-0134
枚方市	573-1191	枚方市新町 2-1-35 総合福祉会館ラポールひらかた内	072-844-2443 072-845-1897
茨木市	567-0888	茨木市駅前 4-7-55 福祉文化会館内	072-627-0033 072-627-0434
八尾市	581-0003	八尾市本町 2-4-10 社会福祉会館内	072-991-1161 072-924-0974
泉佐野市	598-0007	泉佐野市上町 1-2-9 福祉センター内	072-464-2259 072-462-5400
富田林市	584-0037	富田林市宮甲田町 9-9 総合福祉会館内	0721-25-8200 0721-25-8230
寝屋川市	572-8533	寝屋川市池田西町 28-22 総合センター内	072-838-0400 072-838-0166
河内長野市	586-0041	河内長野市大師町 26-1	0721-65-0133 0721-65-0143
松原市	580-0043	松原市阿保 1-1-1 松原市役所内東別館内	072-333-0294 072-335-0294
大東市	574-0037	大東市新町 13-13 総合福祉センター 内	072-874-1082 072-874-1828

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
和泉市	594-0071	和泉市府中町 4-20-4 総合福祉会館内	0725-43-7513 0725-41-3154
箕面市	562-0036	箕面市船場西 1-11-35 総合保健福祉センター	072-749-1575 072-727-3590
柏原市	582-0018	柏原市大泉 4-15-35 健康福祉センターオアシス内	072-972-6786 072-970-3200
羽曳野市	583-8585	羽曳野市誉田 4-1-1 総合福祉センター内	072-958-2315 072-958-3853
門真市	571-0064	門真市御堂町 14-1 保健福祉センター内	06-6902-6453 06-6904-1456
摂津市	566-8555	摂津市三島 1-1-1 市役所 西別館内	06-6383-1111 (内 3980-3) 06-6383-9102
高石市	592-0011	高石市加茂 4-1-1 高石市役所庁舎別館 1階	072-261-3656 072-261-9375
藤井寺市	583-0035	藤井寺市北岡 1-2-8 福祉会館ふれあいセンター	072-938-8220 072-938-8221
東大阪市	577-0054	東大阪市高井田元町 1-2-13 総合福祉センター内	06-6789-7201 06-6789-2924
泉南市	590-0521	泉南市樽井 1-8-47 総合福祉センター内	072-482-1027 072-482-1618
四條畷市	575-0043	四條畷市北出町 3-1	072-878-1210 (内 465) 072-878-6888
交野市	576-0034	交野市天野が原町 5-5-1 保健福祉総合センター内	072-895-1185 072-895-1192
大阪狭山市	589-0021	大阪狭山市今熊 1-85 福祉センター内	072-367-1761 072-366-7407
阪南市	599-0292	阪南市尾崎町 35-1 市役所内	072-471-5678 072-471-7900
島本町	618-0022	島本町桜井 3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417 075-962-6325
豊能町	563-0101	豊能町吉川 187 保健福祉総合施設 豊悠プラザ内	072-738-5370 072-738-0524
能勢町	563-0341	能勢町宿野 114 能勢町立ふれあいセンター内	072-734-0770 072-734-2623
忠岡町	595-0812	忠岡町忠岡中 2-16-25 総合福祉センター内	0725-31-1666 0725-31-3555
熊取町	590-0451	熊取町野田 1-1-8 ふれあいセンター内	072-452-6001 072-452-2658
田尻町	598-0091	田尻町嘉祥寺 883-1 ふれ愛センター内	072-466-5015 072-466-8841

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号
岬町	599-0303	岬町深日 3238-24	072-492-0633 072-492-5701
太子町	583-0991	太子町大字春日 963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311 0721-98-2111
河南町	585-8585	河南町大字白木 1359-6 河南町役場内	0721-93-6299 0721-93-5299
千早赤阪村	585-0041	千早赤阪村大字水分 195-1 保健センター内	0721-72-0294 0721-70-2037



市町村相談支援機関  
(各市町村が相談支援事業を委託している事業所一覧)

平成23年4月1日現在

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング							
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	身体障がいのある方				知的障がいのある方		精神障がいのある方	
												視覚障がい	聴覚障がい	脳・神経系障がい	肢体不自由	難病	知的障がい	精神障がい	
箕面市	ハオみのお	562-0036	箕面市船場西1-11-35 総合保健福祉センター分館2階	072-726-7800 072-726-7800	月～土	11:00～18:30 土・祝11:00～18:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△								
	社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会 在宅ケアセンター	562-0014	箕面市菅野5-8-1 市立総合保健福祉センター内	072-727-9501 072-727-9597	月～金	8:45～17:15	守衛室に転送後内 容に応じて職員に連 絡	○	○	○	○								
	社会福祉法人 あかつき福祉会 (ウイズ)	562-0045	箕面市瀬川13-3-21	072-725-2179 072-724-1514	月～金	9:00～17:00		○	○	○									
	ライフタイムメント	562-0001	箕面市箕面4-8-30	072-720-6806 072-720-6808	月～土	10:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○	△	○	△				△		
池田市	池田市障害者地域生活支援センター 「あおぞら」	563-0025	池田市城南3-1-40	072-754-6003 072-754-6004	月～金	9:00～17:00		○	○	△	○	△							
	精神障害者地域活動支援センター 咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジエムトレント101号	072-750-3230 072-750-3239	月・水～日	10:00～20:00	携帯電話にて対応	△	△	○	○						○		
	福祉相談「くすのき」	563-0013	池田市中川原町13-1	072-752-1831 072-753-8750	月～金	9:00～17:00	携帯電話にて対応	○	○	△	○								
能勢町	ライフタイムメント	562-0001	箕面市箕面4-8-30	072-720-6806 072-720-6808	月～土	10:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○	○	△	○	△			△		
	精神障害者地域活動支援センター 咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジエムトレント101号	072-750-3230 072-750-3239	月・水～日	10:00～20:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△						○		
豊能町	ライフタイムメント	562-0001	箕面市箕面4-8-30	072-720-6806 072-720-6808	月～土	10:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○	○	△	○	△			△		
	精神障害者地域活動支援センター 咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジエムトレント101号	072-750-3230 072-750-3239	月・水～日	10:00～20:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△						○		
豊中市	地域活動支援センター クム	561-0881	豊中市中樫塚3丁目12-24 アメリナイ桜塚101号室	06-6853-5113 06-6853-5113	月～日	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○								
	サポートセンター るるぶ	561-0813	豊中市小菅塚4-27-18	06-6332-8866 06-6332-8867	月～日(祝 日を除く)	9:00～17:15					○								
	豊中市障害者自立支援センター	560-0033	豊中市池田中町2-3-1-305	06-6857-3601 06-6857-3602	月・水・木・土	9:00～18:00	特定電話またはメール・スワ ブにより職員との連携で対応	○	○	○	○	○	○				○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング						
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	身体障がいのある方		知的障がいのある方				
												視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 不自由	難病			
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる	○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要									
吹田市	生活支援センターあおぞら	564-0031	吹田市元町19-8	06-6317-1410 06-6317-1412	月～金	9:30～18:30	留守番電話	○	○	○	○	○	○					
	障害児・者地域生活支援センターめい	565-0832	吹田市五月が丘南32-1 ハイタウン構内1F	06-6385-3167 06-6385-3112	月～金	9:00～17:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	△	○							
	すいた自立支援センター ねばーらんど	564-0032	吹田市内本町3-24-15	06-6317-2776 06-6317-2778	月～金(必要に応じ 木・土・日・祝)	11:00～18:00	留守番電話	○	○	△	○	△	△	△				
	シード	564-0041	吹田市泉町5-9-6	06-6190-6694 06-6190-6695	月・水・金 火・木	10:00～18:00 12:00～20:00	留守番電話	△	△	○	△							△
	地域生活支援センター すいた以和	564-0028	吹田市昭和町2-1	06-6318-2600	月～金	10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○							
	障害者生活支援センター すてっぷ2	567-0813	茨木市大住町3-20	072-624-8653 072-624-8656	火～土	10:00～18:00	留守番電話から 職員に転送	○	△	△	○	○	○					
	菜の花障害者相談支援センター	567-0801	茨木市総持寺1-2-20	072-621-0018 072-621-0725	月～土	9:00～17:00		△	△	○	△							
	いはらき自立支援センター(ほほんが ぼん)	567-0888	茨木市駅前一丁目4-14 エステート 茨木駅前3階	072-623-9210 072-623-9203	月～金	9:00～18:00	留守番電話から 職員に転送	△	○	△	○							
	地域支援センター あいあいみしま	567-0829	茨木市双葉町3-24 オークビル	072-632-0906 072-632-0906	月～金	10:00～18:00		△	○	△	○							
	相談支援センター「りあん」	567-0886	茨木市下中条町4-5 ラ・フレール102 号	072-621-3001 072-621-3001	月～金	9:00～17:30		△	△	○	△							
島本町	救の社 生活支援センターあんだん	569-1133	大阪府高槻市郡家本町5-2	072-681-4755 072-681-4900	月～金	9:00～18:00		○	○	○	○							
	障害者相談支援センター スキップ	569-0071	高槻市城北町1-7-16	050-3491-9092 072-662-4700	月～金	9:00～17:00		○	○	○	○							
	三島の郷 地域生活支援センターら いと	569-1121	高槻市真上町2-3-23	072-686-5833 072-686-5822	月～土(土曜日は不 定期)	9:00～17:00		○	○	○	○							
	高槻地域生活支援センター	569-0023	高槻市松川町25-5	072-662-8130 072-662-8131	月～土	9:00～19:00 (土のみ17:00)		△	△	○	△							
	摂津市障害者総合相談支援センター	566-0034	摂津市香露園34-1	072-664-0324 072-664-0325	月～金 第一土曜	8:45～17:15		○	○	○	○							
	摂津障害者生活支援センターはあね	566-0034	摂津市香露園34-2	072-638-5151 072-638-5151	月～金	10:00～18:00		○	△	△	○	△						
	あしすと	566-0022	摂津市三島3-1-29	06-6383-5246 06-6383-5246	月 水 金	13:30～17:00		△	△	○	△							

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方			ピアカウンセリング									
								知的障がいのある方	精神障がいのある方	子ども	視覚障がい	聴覚障がい	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	身体障がいのある方				
																脳卒中	難病			
○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる								○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要												
枚方市	障害者相談支援センター わらしべ	573-0164	枚方市長尾町1丁目32-1	072-868-1301 072-868-3305	金曜定休	9:00～18:00	本施設にて対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	バーンサンサポートひろかた	573-0011	枚方市中宮山戸町10-12-105	072-848-8825 072-848-7920	月～土	9:00～18:00	留守番電話から職員に転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域支援センター ゆい	573-0127	枚方市津田元町1-9-21	072-808-2422 072-808-2423	月～金	10:00～19:00	携帯電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活支援センター にじ	573-0066	枚方市伊加賀西町52-12	090-8216-4911 072-845-1451	月～金	9:30～17:00	携帯電話にて対応	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相談支援センター 陽だまり	573-1161	枚方市交北2-7-15	072-809-0015 072-809-0015	月～土	9:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	クロスロード	573-0028	枚方市川原町9-4 第二浜田ビル2階	072-843-4100 072-843-4100	水～日	10:00～19:00	携帯にて対応 10:00～22:00	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者相談支援センター てらさぽ	576-0063	交野市寺4-590-1 (交野市立やわらぎ福祉所)	072-810-0900 072-892-6620	月～金	9:00～17:00	携帯電話に転送され、職員対応	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者相談支援センター かたの	576-0063	交野市寺4-590-1 (交野自立センター)	072-893-4523 072-893-7006	月～金	10:00～16:00	平日早朝・夜間、自立支援法申請代行	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域活動支援センター みのもり	576-0022	交野市藤が尾3-5-4	072-893-9511 072-893-9511	月～金	9:00～18:00	留守番電話で基本的には翌日対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障がい者相談支援センター あとから ゆっくり	575-0052	四條畷市中野1-1-20 (四條畷市役所障がい福祉課内にも 常駐)	072-879-3800 072-879-0020	月～土	8:45～17:45	留守番電話で基本的には翌日対応	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四條畷市	障害者相談支援センター しのぶが 丘	575-0002	四條畷市岡山2-1-53 (四條畷市役所障がい福祉課内にも 常駐)	072-863-6933 072-863-6939	月～金・土(曜日 はサロ)	9:00～17:00 土 10:00～14:00	なわて更生園にて対応 (072-878-3334)	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障がい者相談支援センター 和幸	575-8501	四條畷市中野本町1-1 (四條畷市役所障がい福祉課内)	072-877-2121(内 675) 072-879-2596	月～金	8:45～17:15	阪奈サナトリウムにて対応 (0743-78-1188)	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害者(若)相談支援センター あおぞ ら	574-0062	大東市水野2-2-6 大政ビル3号館107	072-875-3969 072-800-6051	月～金	9:00～17:00	留守番電話から携帯電話へ転送	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大東市	あーす	574-0027	大東市三住町2-1	072-874-9900 072-874-9922	月～土	9:00～18:00	留守番電話で翌日対応	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大東市障害者生活支援センター	574-0027	大東市三住町2-7	072-806-1331 072-806-1333	月～金	9:15～17:15	必要に応じて	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング						
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	子ども	視覚障がい 聴覚障がい	身体障がい 聴覚障がい	知的障がい 精神障がい	精神障がい 知的障がい			
寝屋川市	寝屋川市立知的障害者福祉センター	572-0036	寝屋川市池田西町28-22	072-838-0382 072-826-1860	月～金	9:00～17:30	翌日対応	○	○	△	○							
	寝屋川市立あかつき・ひばり園	572-0853	寝屋川市大谷町6-1	072-823-6287 072-824-1768	月～金	9:00～17:30	翌日対応				○							
	障光学園相談支援事業	572-0855	寝屋川市寝屋南2-1694	072-822-1006 072-822-0034	週5日 (不定休)	8:30～17:30	留守番電話から 職員に転送	△	○	△								
	障害者地域生活支援センターあおぞら	572-0075	寝屋川市鶴原1-27-20	072-838-7227 072-838-7228	月水木金土	11:00～20:00 土曜祝日は17:30まで	留守番電話から 職員に転送	△	△	○	○	△						
	寝屋川市民とすけあいの会 地域生活支援センター	572-0061	寝屋川市長栄寺町5-1	072-826-4655 相談専用072-838-4040 FAX072-838-8032	月～金	9:30～18:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○	△						
門真市	門真市障害者相談支援センター「ジェイエス」	571-0064	門真市御堂町14-1 門真市保福福祉センター1F	06-6901-3041 06-6901-3042	月～金	9:00～17:30	留守番電話か 携帯電話にて対応	○	○	△	○							
	障がい者相談支援事業所 あん	571-0062	門真市宮野町2-20 東栄ビル3F	072-885-9999 072-885-1140	月～水～土 (日・火休)	10:00～18:00	留守番電話	△	△	○	○							
	南部市民センター	571-0016	門真市島頭4-4-1	072-885-6603	月～水・金・土 木・金あん	10:00～16:00	翌日対応	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
守口市	守口障害者生活支援事業所	570-0081	守口市吉町1-2-12 守口市障害者・高齢者交流センター内	06-6993-9640 06-6993-9647	火～土	9:15～17:15 水13:30～21:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○							
	地域生活支援センター シュポール	570-0005	守口市八雲中町3-13-17	06-6780-1190 06-6780-1190	月～日 (水・土休)	10:00～17:00	留守番電話 (休日開所)	△	△	○	○							
	守口市わかすき園	570-0048	守口市寺方本通3-1-20	06-6996-0050 06-6996-0010	月～金(行事は土・日あり)	8:30～17:00		○	○	○	○							
八尾市	自立生活センター やお	581-0868	八尾市西山本町2-10-11-104	072-998-7979 072-998-9979	月～土	9:00～20:00 水・土9:00～18:00	休日・時間外は転送 電話にて対応	○	○	○	○							
	障害者・児生活支援センター「あっぷる」	581-0853	八尾市養善寺1-84	072-940-1214 072-940-1213	月～金	9:00～17:00	土日祝日は 予約のみ対応	△	○	△	○							
	地域活動支援センター ちのくらぶ	581-0025	八尾市天王寺屋3-6	072-949-5740 072-920-1338	月～水・金 第1,3,5土・第2,4日	10:00～19:00 土・日は11:00～18:00	留守番電話・メール で連絡翌日対応	△	△	○	○							

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方			ピアカウンセリング					
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども の ある方	身体障がいのある方				
												視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 不自由	知的障 がい	精神障 がい
柏原市	柏原市障害者生活支援センターピア センターかしわら	582-0001	柏原市本郷3-9-62	072-971-2039 072-971-2039	月～日	9:00～17:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○	○	○	○		
	柏原市障害者相談支援センター さ んねつと	582-0021	柏原市国分本町1-3-33-301	072-978-1880 072-978-1550	火～土	9:00～18:00	留守番電話から 職員に転送	△	○	△						
	地域生活支援センター かしわら「くま のいえ」	582-0026	柏原市旭ヶ丘4-672	072-978-6073 072-978-6073	月～土	9:00～17:00	事前に相談者と 日程を調整	△	△	○	△					
松原市	社会福祉法人 松原市社会福祉協働 会障害者相談支援事業所(通称:まつ ばらピアセンター)	580-0043	松原市阿保1-1-1 (松原市役所東別館内)	072-337-7333 072-335-0294	月～金	9:00～17:30		○	△	△	△	△				
	生活支援センター れいんぼう	580-0023	松原市南新町1-10-2	072-336-3240 072-334-6466	月～金	9:00～17:00	携帯電話にて対応	△	○	△						
	生活支援センター そうそう	580-0021	松原市高風の里5-513	072-331-4081 072-331-8008	月～金	10:00～18:00	携帯電話にて対応	△	△	○	○					
藤井寺市	障害者地域生活支援センター わつと	583-0027	藤井寺市岡2-12-6 進和ビル3階	072-930-0733 072-930-0733	月～金	10:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○					
	障害者総合支援センター はる	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-3 セシル古市103号	072-957-1607 072-957-1604	月～金	9:00～17:30	適宜対応	○	○	○	○	○	○	○		
	フレンドハウス	583-0885	羽曳野市南恵我之荘7-2-6	072-953-0519 072-953-0519	月～金	9:00～17:30	携帯電話にて対応	△	△	○				○		
羽曳野市	地域支援センター ばんびーの	583-0868	羽曳野市学園前6-1-1	072-950-1530 072-950-1531	月～土	8:45～17:00	携帯電話へ転送	△	△	△						
	相談支援センター ホーブ	583-0852	羽曳野市古市1-15-17	072-957-2175 072-957-2176	月～金	9:00～17:00	留守番電話にて対 応			○						
	地域生活総合支援センター「ゆう」	584-0025	富田林市若松町西1-1888-1 第2北野ビル5階	0721-20-6575 0721-20-2778	月～金	9:00～17:00	留守番電話	○	○	△	△					
富田林市	ピーチネット	584-0008	富田林市善志2067	0721-24-8626 0721-24-8626	月～金	9:00～18:00	携帯電話にて対応	△	○	△						
	地域活動支援センター とぎわぎ	584-0092	富田林市昭和町2-2-6	0721-25-1516 0721-25-1516	月～金	9:00～17:00		△	△	○						
	ピアセンターかわちなの	586-0094	河内長野市小山田町379-16	0721-56-1690 0721-56-1692	月～金	9:00～17:30	電話(緊急時のみ)	○	○	○	△	△	△	△		
河内長野市	こころと	586-0015	河内長野市本町12-18	0721-87-0350	月～金	9:00～17:30		△	△	○	△					
	地域支援センター かーな	586-0024	河内長野市西之山町11-13-101	0721-55-0721 0721-55-0721	月～金	9:00～17:30		△	○	△						

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング			
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	視覚障がい がある方	聴覚障がい がある方	身体障がい のある方	知的障がい のある方
大阪狭山市	精神障害者地域活動支援センター いーず	589-0022	大阪狭山市西山台3-4-1	072-220-5795 072-367-0033	火～金・土	10:30～18:30 土9:00～17:00	留守番電話	△	○	△	○	△	○	△	○
	地域支援センター ぼるぼる	589-0013	大阪狭山市美黄木8-2069-8	072-369-8666 072-368-8551	月～金	9:00～17:00		○	○	○	○				
太子町	科長の郷 生活支援相談室 しがが	583-0993	太子町大字畑100-1	0721-98-5001 0721-98-5678	月～日	9:00～18:00	24時間対応	○	○	○	○				
	地域生活総合支援センター「ゆう」	584-0025	富田林市若松町西1-1888-1 第2北野ビル5階	0721-20-6575 0721-20-2778	月～金	9:00～17:00	留守番電話	○	○	△	△				
河内町	ピーチネット	584-0008	富田林市善志2067	0721-24-8626 072-124-8628	月～金	9:00～17:00	携帯電話にて対応	△	○	△	○				
	科長の郷	583-0993	太子町大字畑100-1	0721-98-5001 0721-98-5678	月～日	9:00～18:00	24時間対応	○	○	○	○				
千早赤阪村	精神障害者地域活動支援センター いーず	589-0022	大阪狭山市西山台3-4-1	072-220-5795 072-367-0033	火～金・土	12:00～19:00 土10:00～16:00	留守番電話	△	○	△	○				
	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町2-2-6	0721-25-1516	月～金	9:00～17:00			△	△	○				
高石市	地域生活総合支援センター「ゆう」	584-0025	富田林市若松町西1-1888-1 第2北野ビル5階	0721-20-6575 0721-20-2778	月～金	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	△				
	ピーチネット	584-0008	富田林市善志2067	0721-24-8626 072-124-8628	月～金	9:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○	△				
高石市	生活支援相談室しがが	583-0993	太子町大字畑100-1	0721-98-5001 0721-98-5678	月～日	9:00～18:00	24時間対応	○	○	○	○				
	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町2-2-6	0721-25-1516	月～金	9:00～17:00	留守番電話		△	△	○				
高石市	高石障害児(者)生活支援相談室	592-0014	高石市緑園4-5-28 ふれあいソーン複合センター内	072-263-2244	火～土	9:30～17:30	携帯電話にて対応	○	○	○	○				

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方			ピアカウンセリング				
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	身体障がいのある方			
												視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 不自由	知的障 がい のある方
和泉市	地域活動支援センター ふれあい	594-0071	和泉市府中町7丁目3-35 阪ビル内	0725-40-1827 0725-40-1827	月～水・ 金・土	10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	○	
	太平洋地域生活・療育相談室	594-0023	和泉市伯太町3-13-68	0725-46-1149 0725-45-2760 FAX0725-45-2766	月～金	10:00～17:00	個々の状況に応じて、運営法人との連携や携帯電話での対応を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	
	和泉市福祉公社 相談支援事業所	594-0005	和泉市幸2-5-16	0725-40-4004 FAX兼用0725-41-3191	月～土	9:00～17:15	留守番電話から職員に転送	○	○	○	○	○	○	○	
泉大津市	地域支援センター ほっとハート	595-0061	泉大津市春日町3-8 タタミビル401	0725-22-8855 090-5045-1398 FAX0725-22-8800	月～金	9:00～17:45	携帯電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	
	地域支援センター ほっとハート	595-0061	泉大津市春日町3-8 TATAMIビル4F	0725-22-8855 090-5045-1398 FAX0725-22-8800	月～金	9:00～17:45	携帯電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	
岸和田市	精神障害者地域活動支援センター かけはし	596-0825	岸和田市土生町2-30-39	072-431-3878 072-431-3874	月～土	10:00～18:00	留守番電話	△	△	○	○	○	○	○	
	地域生活支援センター かむかむ	596-0044	岸和田市西之内町41-39	072-441-7631 072-441-7632	月～金	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	○	
貝塚市	貝塚市障がい者生活支援センター あい心	597-0072	貝塚市島中1-3-10	072-433-2999 072-433-9923	月～金 月～金 月～土	9:00～18:00	転送電話にて24時間365日受付	○	○	○	△	○	○	○	
	貝塚市障害者生活相談支援センター いすみ	597-0046	貝塚市東山2-1-1	072-421-3000 072-446-3999	月～金	8:30～17:30	携帯電話にて対応	△	○	○	△	○	○	○	
	障害者地域生活支援センター みずま	597-0041	貝塚市清見553-1	072-446-6510 072-446-5451	月～土	9:30～18:00 第2日曜開所 9:30～18:00	留守番電話から職員に転送	△	○	○	○	○	○	○	
泉佐野市	障害者生活支援センター ホライズン	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1	072-460-2028 072-460-2066	月～金	9:00～17:15	留守番電話から職員に転送	○	△	△	△	△	△	△	
	相談支援センター かがやき	598-0024	泉佐野市上之郷2007-1	072-468-0120 072-467-2281	月～金	9:00～17:30	留守番電話から職員に転送	△	○	○	△	○	○	○	
	地域活動支援センター すずらん	598-0071	泉佐野市鶴原2806	072-464-9884 072-464-9885(転送) 072-464-5822	月・水・金 火・木・土	月・水・金10:00～19:00 火・木・土10:00～18:00	転送電話での対応24時間対応。	△	△	○	△	○	○	○	
田尻町	地域活動支援センター すずらん	598-0071	泉佐野市鶴原2806	072-464-9884 072-464-9885(転送) 072-464-5822	月・水・金 火・木・土	月・水・金10:00～19:00 火・木・土10:00～18:00	転送電話での対応24時間対応。	△	△	○	△	○	○	○	
	障害者生活支援センター ホライズン	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1	072-460-2028 072-460-2066	月～金	9:00～17:15	留守番電話から職員に転送	○	△	△	△	△	△	△	
	相談支援センター かがやき	598-0024	泉佐野市上之郷2007-1	072-468-0120 072-467-2281	月～金	9:00～17:30	留守番電話から職員に転送	△	○	○	△	○	○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング							
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	身体障がいのある方				知的障がいのある方		精神障がいのある方	
												視覚障がい	聴覚障がい	障害	肢体不自由	難病	知的障がい	精神障がい	視覚障がい
泉南市	せんなん生活支援相談室	590-0504	泉南市信達市場222-12	072-483-9900 072-483-9553	月～金	9:00～17:00	携帯電話にて対応	△	○	△	○								
	せんなんピアセンター	590-0521	泉南市梅井1-8-47	072-482-0114 072-482-2117	月～金 第3・5土	9:00～17:30	必要に応じて対応	○	△	△	○	○	○						
阪南市	精神障害者等地域活動支援センター 泉南フレンド	590-0522	泉南市信達牧野977-1 奥ビル2、4F	072-485-1553 072-485-1553	月～金	9:30～17:00		△	△	○	○								○
	まつのき園	599-0211	阪南市鳥取中9-1	072-471-6863 072-471-6868	月～金	9:00～17:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○								△
岬町	まつのき園	599-0211	阪南市鳥取中9-1	072-471-6863 072-471-6868	月～金	9:00～17:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○								△
	熊取療育園 相談室	590-0467	泉南郡熊取町朝代東4-22-12	072-453-5917 072-452-9151	月～金	8:30～17:15	入所施設併設のため 24時間対応可。緊急 時は担当者へ連絡	△	○	△	○								
熊取町	地域活動支援センター すずらん	598-0071	泉佐野市鶴原2806	072-464-9884 072-464-9885(転送) 072-464-5822	月・水・金 火・木・土	月・水・金 10:00～19:00 火・木・土 10:00～18:00	転送電話での対応。 24時間対応。	△	△	○	○								
	障害者生活支援センター ホライズン	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1	072-460-2028 072-460-2066	月～金	9:00～17:15	留守番電話から 職員に転送	○	△	△	○	△	△						
東大阪市	障害者生活支援センター ひびき	577-0054	東大阪市高井田元町2-10-3	06-6618-3181 06-6618-8222	月～土	9:00～17:30	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○								○
	地域生活支援センター ふう	577-0809	東大阪市永和2-6-33	06-6722-5531 06-6722-5532	月～土 (祝日を除く)	10:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○								△
東大阪市	自立生活支援センター わくわく	578-0931	東大阪市花園東町1-17-30	072-968-1556 072-968-1557	月～金	9:00～17:00	必要に応じて対応	○	○	○	○								△
	障害児者相談センター わっトライ!	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374 06-6789-2151	月～金	8:45～17:15	必要に応じて対応	○	○	○	○								
東大阪市	社会福祉法人進地福祉会 花園生活支援センター	578-0941	東大阪市岩田町2-1-33 アルカディア式番館	072-966-8014 072-966-8014	月・火・水・ 金・土	10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○								△
	障害者生活支援センター 第二東福	579-8048	東大阪市旭町20-2	072-980-7380 072-986-2229	月～金	9:00～17:00	必要に応じて対応	○	○	○	○								○
東大阪市	自立支援センター 『はあとなあ』	578-0931	東大阪市若江東町2-3-26	072-961-5923 072-961-5923	月～金	10:00～18:00	留守番電話から 職員に転送	○	○	○	○								△
	障害者生活支援センター あいん	579-8041	東大阪市壽里川町3-13 阪田屋ビル2階	072-985-2323 072-985-2383	水・日・祝日 以外	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○								△



市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング						
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	精神障 がいの ある方			
																視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 障がい
高槻市	高槻市立障害者福祉センター	569-0075	高槻市城内町1-11 (高槻市立障害者福祉センター内)	072-672-0287 072-661-3508	月～土	9:00～19:00 土曜日10:00～17:00 第1.第3日13:00～16:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	三島の地域生活支援センター いと	569-1121	高槻市真上町2-3-23	072-686-5833 072-686-5822	月～土(土曜日不 定期)	9:00～17:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	相談支援センター スキップ	569-0071	高槻市城北町1-7-16	050-3491-9092 072-669-9518	月～金	8:30～17:30	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	生活支援センター あんだんて	569-1131	高槻市郡家本町5-2	072-681-4755 072-681-4900	月～金	10:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	相談支援センター わかば	569-0834	高槻市大字唐崎1277	072-679-3043 072-679-3044	月～土	9:00～18:00 土9:00～12:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	サポートセンター 富田	569-0811	高槻市東五百住町1-38-12	072-661-7019 072-661-7029	月～土	9:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	高槻地域生活支援センター	569-0023	高槻市松川町25-5	072-662-8130 072-662-8131	月～土 日・祝祭除く	9:00～19:00 土9:00～17:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	自立生活センター Flat:ぎた	533-0014	大阪市東淀川区豊新2-5-1 シャトー玉川第一 103	06-6325-9992 06-4307-3673	月～金 (土曜日のみ電話対応)	9:30～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	地域生活支援センター えんじょい	532-0011	大阪市淀川区西中島7-12-23	06-6101-5031 06-6101-5032	月～土	10:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	自立支援センター OSAKAほらんぼ らん	556-0012	大阪市浪速区敷津東3-6-10	06-6649-0421 06-6649-0421	月～金	10:00～17:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大阪市	障害者生活支援センター いきいき	540-0006	大阪市中央区法円坂1-1-35 アネット クスカバル法円坂5階	06-6940-4185 06-6943-4666	月～金	10:00～17:30	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	障害者自立生活センター・スクラム	551-0002	大阪市大正区三軒家東4-8-26 敷島ビル101号	06-6555-3509 06-6555-3520	月～土	10:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	自立生活夢宙センター	559-0024	大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリウム2階	06-6683-1053 06-4702-4738	月～土	10:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	障害者支援センター つるみ	538-0051	大阪市鶴見区諸口5-浜9-39	06-4257-8877 050-7509-8914	月～金	9:30～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	自立生活センター・あるる	534-0027	大阪市都島区中野町3-4-21 ベルエ キップ・オヴラン 1階	06-6355-3701 06-6355-3702	月～土	10:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	自立生活センター・おおさかひがし	536-0024	大阪市城東区中浜3-17-17	06-4258-1122 06-4258-2333	月～金	10:00～18:00	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング																		
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	視覚障がい のある方	聴覚障がい のある方	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	視覚障がい のある方	聴覚障がい のある方	肢体不自由 のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方									
																						身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	視覚障がい のある方	聴覚障がい のある方	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方
	自立支援センター・エポック	544-0004	大阪市生野区巽北1-13-23 勝山重方一テナメント103	06-6756-0807 06-6756-0801	月～金 (土曜日は予約制)	9:00～18:00	留守番電話及び 携帯電話により対応	○	○	○	○	△	△	△	△															
	自立生活支援センター・ピア大阪	546-0033	大阪市東住吉区南田辺1-9-28 早川福祉会館内	06-6622-1180 06-6622-0423	月～土	9:00～17:30	携帯電話により一部対応	○	○	○	○	△	△	△	△															
	自立生活センター・ナビ	546-0042	大阪市東住吉区西今川2-3-8	06-6760-2671 06-6760-2672	月～金 (土曜日は予約制)	9:30～17:30	予約により対応	○	○	○	○	○	○	○	△															
	自立生活センター・まいど	558-0002	大阪市住吉区長居西1-9-12 キミハウス1階	06-6609-3133 06-6609-3210	月～金	10:00～19:00	予約により対応	○	○	○	○	△	△	△	△															
	自立生活支援センター・ポカポカティ	557-0026	大阪市西成区長橋3-2-27	06-6562-5800 06-6562-6677	月～金	9:15～17:30	随時	○	○	○	○	△	△	△	△															
	地域生活支援センター 風の輪	555-0033	大阪市西淀川区姫島6-3-44	06-4808-3080 06-4808-3082	月～土	9:00～17:45	留守番電話により対応	○	○	○	○	○	○	○	○															
	ネクスト	533-0032	大阪市東淀川区淡路3-13-37	06-6379-7055 06-6379-7057	月～金	9:00～17:15	留守番電話により対応	△	○	○	○	△	△	△	△															
	福島第二育成園	553-0001	大阪市福島区海老江1-8-8	06-6456-0562 06-6456-4107 FAX 06-6456-0563	月～金	9:00～17:45	留守番電話及び 携帯電話により対応	○	○	○	○	○	△	△	△															
	中津更生園(どりーむ)	531-0071	大阪市北区中津1-4-10	06-6374-1375 06-6374-4798	月～金	9:15～17:15	携帯電話により対応	○	○	○	○	○	○	○	○															
	指定相談支援事業所 港育成園 ほっとスペースもと	552-0001	大阪市港区淡路5-8-9	06-4393-9777 06-4393-3770	月～金	9:00～17:45	併設の通勤寮に転送、初期相談に対応	△	○	○	○	○	○	○	○															
	いわきネット (大阪市立軟津浦学園)	559-0015	大阪市住之江区南加賀屋3-10-27	06-6683-3300 06-6686-4035	月～土	9:00～17:00	本体事業職員が少 す。セージをお預かりしま す。	△	○	○	○	△	△	△	△															
	(住之江木の美園)	559-0013	大阪市住之江区御崎3-2-2	06-6685-6611 06-6685-6622	月～金	9:00～17:00	本体事業職員が少 す。セージをお預かりしま す。	△	○	○	○	△	△	△	△															
	つるみ夏生指導所	538-0033	大阪市鶴見区中茶屋1-8-13	06-6912-4110 06-6912-8582	月～金 (第1・第3土曜日)	9:00～17:00	携帯電話にて対応	△	○	○	○	○	○	○	○															
	地域生活支援センターたんぽぽ (あさひ希望の里)	535-0001	大阪市旭区太子橋1-16-22	06-4254-2339 06-6954-0972	月～土	9:00～17:00	転送電話にて 相談員が対応	○	○	○	○	○	○	○	○															
	東成育成園 てくてく	537-0014	大阪市東成区今里西1-1-15	06-6981-0262 090-4649-2293 FAX 06-6981-0703	月～金	9:00～17:45	携帯電話にて対応	△	○	○	○	○	○	○	○															
	いわき生野学園 (地域生活サポート ステーション・ターバン)	544-0002	大阪市生野区小路3-19-19	06-6753-1121 06-6753-1123	月～金 (第1・第3土曜日)	9:00～17:00	携帯電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	○															
	大阪市更生療育センター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6691 06-6797-6691	月～金	9:00～17:00	留守番電話及び入所 施設職員により対応	○	○	○	○	○	○	○	○															
	地域生活支援センター ハーモニー	546-0003	大阪市東住吉区今川113-5-8	06-6713-6116 06-6713-6122	月～金	9:00～17:00	転送電話により対応	△	○	○	○	△	△	△	△															

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング			
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	精神障がいのある方
	わかば	545-0021	大阪市阿倍野区阪南町3-27-2	06-6621-8001 06-6621-8001	月～金(第2,第4土・ 祝祭日)	9:00～17:00	利用日の時間外は予 約により対応 休日は留守番電話に て対応	△	○	△	○				
	地域生活支援センター オタオタ	557-0061	大阪市西成区北津守3-6-4	06-4392-8870 06-4392-8710	月～土	9:15～17:30	契約者のみ	△	○	○	△	△	△	△	△
	精神障害者地域生活支援センター すいすい	537-0024	大阪市東成区東小橋1-8-12	06-6977-0114 06-6975-9855	火～土	9:30～17:30	留守番電話	○	○	○					○
	地域生活支援センター サフサフ	557-0061	大阪市西成区北津守3-6-4 総合就労支援福祉施設にしり Wing SF	06-4392-8720 06-4392-8710	月～金	9:15～17:30	法人内で対応	○	○	○					
	ふれあいの里	557-0063	大阪市西成区南津守1-4-46	06-6659-2672 06-6659-2673	日～木	9:00～17:00	館内で対応	△	△	○					△
	こころの相談室リーフ	533-0031	大阪市東淀川区西淡路1-13-25 日 之出障害者会館2階	06-6815-8975 06-6815-8976	火～土	9:30～19:00	留守番電話	△	△	○	△				△
	地域生活支援センター ふらっとめい じ	550-0012	大阪市西区立売堀1-12-8	06-6541-6668 06-6541-6658	月・火・木～土	9:00～17:00	留守番電話	△	△	○					○
	地域活動支援センター もくれん	546-0023	大阪市東住吉区矢田6-6-7	06-6609-8500 06-6694-9054	月～土	9:00～17:15	携帯電話にて対応	○	○	○				△	△
	こころの相談ネットふうが	558-0054	大阪市住吉区帝塚山東5-8-3	06-6678-9205 06-6678-7573	火～土	9:00～17:30	留守番電話	○	○	○					○
	"COCOLO"相談支援センター	532-0031	大阪市淀川区加島1-80-46	06-6308-7209 06-6308-7220	月～水・金・土	9:00～17:00	法人内で対応	△	△	○	△				△
	障害者支援施設 アテナ平和	545-0003	大阪市阿倍野区美草園3-7-2	06-6629-2165 06-6629-2063	月～金	9:00～17:00	法人内で対応	○	○	○	△				

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX	利用日	利用時間	休日・時間外の 対応	対象となる方				ピアカウンセリング								
								身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方	子ども	視覚障がい がある方	聴覚障がい がある方	身体障がい のある方	知的障がい のある方	精神障がい のある方				
																	身体障がい がある方	知的障がい がある方	精神障がい がある方	視覚障がい がある方
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる	○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要											
	自立生活センター マイロード	591-8042	堺市北区大塚塚町1-22-16	072-253-5550 072-253-6270	月～金	9:00～18:00	留守番電話から 職員へ転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コスモス地域福祉活動センター える と	599-8116	堺市東区野原町8-4	072-288-1050 072-288-1717	月～日	24時間対応	24時間対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活支援センター 堺あけぼの	599-0134	堺市南区御池台5-2-6	072-294-0294 072-294-0494	月～金	9:00～18:00	職員所轄の 携帯電話へ転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者生活支援センター ファイト	593-8325	堺市西区鳳南町4-419 マスターズエル鳳南581-103号	072-260-1089 072-260-1088	月～土	月～金9:00～17:30 土9:00～14:00	職員に転送。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活支援センター しんしょうれん	590-0078	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3階	072-223-1407 072-223-1430	月～金	9:00～17:30	職員に転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者(児)生活支援センター おお はま	590-0052	堺市堺区八千代通3-26	072-226-0432 072-226-0433	月～土	9:00～18:00	電話転送等で対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	支援センター しらさぎ	599-8107	堺市東区白鷺町2-9-32	072-288-2237 072-288-2026	月～金	9:00～17:45	留守番電話から 職員へ転送	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活支援センター フィットウェル	590-0103	堺市南区深阪南119 ダイヤモンドビル203	072-242-6605 072-237-0900	月～金	9:00～18:00	職員に転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者地域生活支援センター うてな	593-8312	堺市西区草部783 わららか草部内	072-275-1887 072-275-1606	月～金	8:30～17:30	転送電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ひーすの支援センター	591-8032	堺市北区百舌鳥梅町3丁39-18	072-250-9063 072-250-9061	月～金	9:00～17:30	留守番電話から 職員へ転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域支援センター 風車	599-8236	堺市中区深井浜町3287 辻尾ビル 102	072-276-7601 072-276-7602	月～金	9:00～17:45	他の施設にて受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活支援センター アンダンテ	590-0014	堺市堺区田出井町8-20	072-225-0850 072-225-0851	月～土	10:00～18:30	留守番電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	サポートセンター む〜ぶ	591-8032	堺市北区百舌鳥梅町3-27-2	072-323-6611 072-323-6622	日・月・水・木・金 ・祝	9:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活支援センター ゆい	599-8235	堺市中区深井東町3134	072-277-9555 072-277-9555	月～土	9:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	こころの健康市民サポートセンター	587-0051	堺市美原区北条部76-3	072-362-8620 072-362-8620	月～金	9:00～18:00	留守番電話から 職員へ転送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	サポートセンター いんくる	590-0141	堺市南区桃山台3丁1-12	072-205-8692 072-205-8693	日・月・水・木・金 ・祝	9:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



冊子名 脊髄損傷者のための福祉の資源ガイド  
発行日 平成 23 年 9 月 30 日  
発行 大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会

(事務局 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課)  
〒540-8570  
大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 1-22  
大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課  
TEL : 06-6944-6671 (直通)  
FAX : 06-6944-2237

この冊子は、社団法人大阪薬業クラブの公益（助成）事業より助成を受けて作成しています。